

令和元年第 5 回定例会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

令和元年第5回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和元年 6月10日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和元年 6月20日 午前10時00分

延会日時 令和元年 6月20日 午後4時5分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮 管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	丸尾 達也	○	農業委員会事務局長	小野 敏明	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	×
住民企画課長補佐	松木 幸次	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会次長	宮脇 史行	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	監査委員会事務局長	齊藤 昭一	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局次長	宮脇 史行	○
保健福祉課長補佐	千葉 誠	○			
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
産業振興課長	小野 敏明	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	×			
産業振興課長補佐	小泉 政敏	○			
建設 課 長	石川 篤	○			
建設課長補佐	石川 勝己	○			
会 計 管 理 者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	齊藤 昭一	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	小西 美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 山内 彬 8番 巴 光政
2			会期の決定	自 6月20日 2日間 至 6月21日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	議案	33	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	34	津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	35	津別町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	36	津別町し尿等処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	37	津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	38	津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	39	津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	40	津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	41	津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	42	津別町庁舎等建設審議会条例を廃止する条例の制定について	
16	〃	43	契約の締結について（公用車車庫等建設工事）	
17	〃	44	北海道市町村総合事務組合格約の変更について	
18	〃	45	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	
19	〃	46	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	
20	〃	47	令和元年度津別町一般会計補正予算（第2号）について	
21	〃	48	令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
22	〃	49	令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
23	〃	50	令和元年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
24	〃	51	令和元年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	報告	6	繰越明許費の繰越について（津別町一般会計）	
26	〃	7	事故繰越しの繰越について（津別町一般会計）	
27	〃	8	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
28	〃	9	株式会社相生振興公社の経営状況について	
29	〃	10	複合庁舎建設等調査特別委員会審査第2回中間報告について	
30	〃	11	例月出納検査の報告について（平成30年度2月分、3月分、4月分、平成31年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから令和元年第 5 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 山 内 彬 君 8 番 巴 光 政 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 21 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 21 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（齊藤昭一君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日、会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部異動する場合がありますことをご了承願います。

なお本日、迫田産業振興課長補佐が職務の都合により欠席する旨報告を受けております。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第5回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第4回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、まことに残念な報告ではありますが、去る6月2日、津別町自治功労者 中右龍夫様をご逝去されました。故人は、永年にわたり津別町議会議員として、町政発展に多大なご貢献をいただいたところでもあります。生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、叙勲についてであります。令和元年春の叙勲において、津別町字大通 北所寿志雄様が、消防団員を永年務められた功績により、瑞宝双光賞を受賞されました。

このたびの栄えある受賞に対し、心より敬意を表するものであります。

次に、寄附についてであります。6月13日、津別建設業協会様より、開町100年記念事業に役立ててほしいと、100万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、殉公者追悼式についてであります。6月15日「平和の碑広場」において、ご遺族、ご来賓ほか関係者51名のご臨席のもと、厳粛のうちに追悼式がとり行われました。

今なお、世界に戦火のやむ日がない中、平和であることの尊さを語り継ぎ、参列された皆さまとともに、恒久平和への誓いを新たにいたしました。

次に、大地と海をつなぐ植樹についてであります。6月18日、網走川流域の四つのJA、網走漁協、西網走漁協、網走開発建設部、オホーツク総合振興局、流域の各自治体等関係者162名が参加し、「樹を植えて豊かな海を育てましょう！」を合い言葉に、津別川と網走川合流地点の左岸側において行われました。

自然環境の保全と回復に努め、豊かな自然を未来に残すことの大切さと海と大地にかかわる産業の共存と共生を目的として、ヤチダモ等の広葉樹苗木400本を植樹しました。

これにより、平成23年からの9年間にわたり合計2,552本を植えたこととなりますが、上流域として津別町の責務をしっかりと果たしてまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。6月14日現在、一般土木工事関係については、農業用水路等長寿命化工事ほか7件、8,046万円(21.6%)。一般建築工事関係については、津別中学校体育館屋根改修工事ほか7件、1億3,229万円(87.4%)。簡易水道・下水道工事関係については、上里地区導水管更新工事(その1)ほか3件、1億7,528万4,000円(78.3%)。設計等委託業務関係については、津別町役場庁舎等建設事業実施計画業務ほか10件、1億2,130万円(74.2%)であり、令和元年度予算分について総額5億933万4,000円で55.9%の発注率となっており、今後も適時発注に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例改正、補正予算等の議案を提出いたしますので、

慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承願います。

質問時間は答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕議長のお許しをいただきましたので、先の通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

最初に、総合計画の原案についてお聞きしたいと思います。

津別町は平成30年3月に「津別町総合計画の策定と運用に関する条例」を制定し、みずからの意思で町の最上位計画となる「第6次津別町総合計画」を策定しようとしているところです。

この計画は基本構想と実行計画、財政計画によって構成されますが、基本構想については、3月に全員協議会で議論しおおむね議会の了承を得ています。基本構想は、条例の定めるところにより議決を必要とします。

どのような考えと進め方で議決を求めるのかお聞かせ願いたい。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、第6次総合計画の策定につきまして、総合計画の原案作成についてお答え申し上げたいと思います。

総合計画は基本構想と実施計画で構成されておりまして、平成30年度から作業を進めてきました基本構想の概要については、3月18日の全員協議会で説明させていただいたところです。4月15日には策定審議会から中間答申を受けたところでありまして、今後の進めにつきましては、7月と10月に策定委員会及び策定審議会を開催いたしまして、さらに全員協議会で協議の上、11月にパブリックコメントを実施して12月定例会に上程したいと考えているところです。

総合計画の議決対象となるものは基本構想でありますけれども、まちづくりは総合計画に基づき進めていくものであることから、基本構想のみならず、実行計画を含めて上程させていただく考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 今ご答弁いただきました。本来ですと基本構想が議決を必要としますので、基本構想の議決をして、基本構想が議会に認められた時点で実行計画並びに財政計画をつくっていくという手順になるかと思いますが、やはり今回は、今町長の答弁にもあったとおり、実行計画、財政計画が基本構想と整合性をもったものでなければいけない。そういった考えで実行計画並びに財政計画をつくっていく中で、基本構想とそごがでた場合には、基本構想の修正も行いながら12月の段階で基本構想の議決を求めるといふ考えなんだというふうに理解しましたが、それでよろしいのか確認したいと思います。

町長は12年間、今まで町政の手綱を取ってきたわけですが、常に町長はこの任期中、総合計画を遂行することが私の責務だというふうにおっしゃって、総合計画は最上位計画ですから当たり前ですが、重要視してやってこられました。総合計画の大切さというものをこの町で誰以上にも理解している方だと思っています。今回、総合計画がこうして総合計画条例に基づき組み立てられるわけですから、町長がここに寄せる思いというのは、やはり今までの12年間の集大成というか、その中で培って

きたものをこの中で消化させる、そういったような思いがあって、この総合計画に挑んでられるのかと思いますが、その辺の思いも含めて今の確認事項を答弁いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 確認事項につきましては、議員がおっしゃられたとおりであります。総合計画はもちろんこれが最上位計画でありますので、これに基づいて、今現在は第5次の総合計画、今年是最終年になりますけれども進めているところであります。その時のこれが今進められている第5次の総合計画ですけれども、これを策定するときも当時の町内の情勢、そして北海道や日本の情勢を含めてどのようなことになっていくか、そこの立場に立ってどういうふうな津別のまちづくりをしていくかということをとくさんの策定委員の皆さんとともに議論をしてきて、この計画はでき上がったところであります。

改めて今この5次の計画を見てみますと、やはり当時立てた状況とは随分違うなどというのは10年という年の流れの中で感じています。この後、別の議員さんのほうからのご質問の関連もありますけれども、例えば農家の戸数が、この第5次を立てたときには10年間で50戸減って1,000ヘクタールほどが遊休農地になるという想定のもとでこの計画がつくられてきたわけですが、今現在を見ると、それどころか確かに少し農家戸数は減っているのですけれども、法人化がどんどん進んでいって農地が足りないという状況になってきているということで、これは計画をつくった段階では想定していなかった状況が今出てきているわけです。そういったことがこれから審議会のほうに計画づくりをお願いしているところでありますけれども、雪の降るころには私のほうに答申がされてまいります。その内容を含めて、そこには町の方たち、それから職員もかかわって一生懸命つくっておりますので、その答申を受けて、また改めて考えを巡らせながら皆さんとも協議をさせていただきながら、そしてパブリックコメントを実施して成案にしていきたいなと思っています。

そこに書かれていることについては、しっかり実行していくというのが責務でありますので、そのような考えで進んでいきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　わかりました。

ちょっと先の話ですけれども、4年後には後期の実行計画、財政計画をつくることになるかと思いますが、そのときも今と同じような考え方で基本構想と整合性をとる。場合によっては基本構想の手直しもあり得るのかなというふうに思います。

その時代、時代というか、そのシチュエーションにあった総合計画であってほしい。納得したものでやっていかなければ当然実行はおぼつかないので、その辺のことも頭に入れてやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

実行計画の作成についてお尋ねしたいと思います。

今回の総合計画の策定の手法は、町民と職員によって構成される策定委員会で、町民アンケートや各種団体への聞き取りなどから町民の意向を把握し、基本構想を練り、出来上がったものが審議会を経て町長に答申され、議会に諮るという手順で進められました。

実行計画の作成にあたっては、庁内職員のプロジェクトチームによって作成されようとしています。私としては、これは大変よい手法だなと評価しております。

町民の意見を聞いてでき上がった構想をもとに、地方自治のプロフェッショナルである役場職員が矜持と責任をもって向こう10年間の津別町の計画を描く。大変いいと思います。プロの仕事を期待しております。

そこでお聞きしたいのですが、町長は「これから人口が減少していくと困ることが起きてくる。それを解決していくことが、持続可能なまちづくりにつながる」というふうにおっしゃっております。私も共通認識をもっております。町長は、困るであろう課題としてどのようなことを想定しているのか。また、その対策をどのように計画に盛り込んでいくのか。また、そのことをプロジェクトチームに示唆しているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　それでは、実行計画の二つ目のご質問でありますけれども、作成についてお答えを申し上げたいと思います。

実行計画を作成するプロジェクトチームのメンバーにつきましては、策定委員を兼

ねた 16 名の中堅役場職員に今年度新たに 6 名の若手職員を加えた 22 名体制としています。分野編成につきましては「教育・行財政」「保健医療福祉・子育て」「生活基盤・環境保全」「産業雇用・観光交流」の四つといたしまして、毎月 1 回から 2 回、5 月から 10 月まで協議を重ねていく予定としているところです。

人口減少はさまざまな問題を生じます。具体的には税収と交付税の減、福祉を含む生活関連サービスの縮小、地域公共交通からの撤退や縮小、空き家の増加、労働力不足、地域コミュニティの機能低下などがあげられますが、地域における自治体の役割は、地域社会の持続可能性を確保することでありまして、これまでも地方創生の取り組みなどを含めさまざまな対応を行ってきたところではあります。総合計画は、そうした持続可能なまちづくりに欠かせない目標であり、多くの方の意見を吸収した夢のあるものと考えております。

プロジェクトチームへの私からの示唆については、メンバーに直接話はしておりませんが、全職員への訓示、メール、交流会などを通して考えは伝わっているものと思っておりますが、今後ともさまざまな機会を通して伝えてまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 9 番、佐藤久哉君。

○9 番（佐藤久哉君） ただいま答弁いただきまして、最後のほうからいきたいと思いますが、町長の考えが職員のほうに伝わっているのかというところなのではございますけれども、総合計画は町民そして職員みんなで考えるもの。それは間違えないと思うのですが、先ほども申し上げたとおり、やはりこれに全町民の中で一番思い入れをもっているのはやっぱり僕は町長であるべきだし、町長だと思っております。

であれば町長は、この津別町のかじ取り役なわけですから、やはりその方がもっている問題意識を盛り込んでいない総合計画はつくってはいけないなと思っております。ですから私は、町長の思いや町長がやらなければいけないと思っていることが入っている総合計画でなければいけないと思っております。

その総合計画の執行にあたっては、町長が行政機関のトップとして一番重い責任を負うわけですから、私はそうあるべきだと考えております。

今回は、それを基本構想という形ではありますけれども、議会という町の二元代表制のもう一つが議決をして認めるということですから、町を挙げてやるという形の計画をつくるわけであって、そこには、やはり私は具体的に町長が今提案としてもっていること、これについてはこういうふうにしてほしいということを検討してみるといふ指示は出していくべきだと思います。

今、メール等で指示を出している。日々の業務の中でも問題意識を持って出しているのかもしれませんが。それでも、やはり伝え損ねるということもありますから、若い人たちのプロジェクトの中にパイプ役として課長や課長補佐、庁議、それから政策調整会議等を通じて縦系列でもいいですから、そのプロジェクトチームに対して幾つかの課題を伝えていくような形を私はやってほしいと思いますけれども、町長はどう考えますか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その件につきましては、月に一度、政策調整会議というのをご承知のとおり開催しております。そこには毎回、総合計画の議題も載ってくるわけですし、そういったところで議論を管理職等含めてやって、そこから今度担当のところを考え方が伝わっていくという取り組みの内容になっていっています。

直接的には毎月職員にメールを出しておりますし、それからたびたび返事をしたり、あるいは職員研修、今日は、後ろに今年入ってきた職員も初めて議会を見ているところでもありますけれども、最初に町長の講話がありまして、2時間程度お話をさせていただいているわけですが、そういった中でも人口が減少すると、こういったことになっていくというようなことが、先ほど一部だけ触れさせていただきましたけれども、そういったことも講話の中に含めて、だからどのような気構えをもって町職員として対応していかなくちゃならないのかということも含めて毎回お話をさせていただいているところです。

それは私に限らず、ほかの研修に対応する管理職もいますので、そこも含めてそういう意味合い、基本的なことをまずしっかりと理解していただくこと、今進めておりますので、さらに深まるような形で進めてまいりたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 今のお答えについてはわかりました。

私ちょっと気になっているところが、今回の22人の策定委員会のメンバー以外の人たちの関心度の問題であります。これは、全職員が総合計画をつくっているということに対しては、関心をもってやっていかなければいけないことだと思います。特に、今町長の考え等を政策調整会議や庁議を通して管理職から部下に伝えていく、そうした流れの中で、ちょっと怒られちゃうかもしれませんが、今の課長さんたちは、多分あと2年ぐらいしたらもう課長ではなくなります。この実行計画をやっていく中では、今課長補佐になりたてのバリバリの人たちが前期5年ぐらいの計画の担い手になると思います。今、課長補佐さんたちがプロジェクトチームに入るわけでもなく、庁議の中でも課長中心にやっぱり話が進んでいくと思いますから、そうした中で関わりが少し薄いのかなと。ぜひ課長補佐さんたちにもプロジェクトのメンバーと議論する機会というか、逆に討論の中で管理職を呼んで管理職との討論会をやるぐらいの、そういった全町を挙げての総合計画をつくっていただきたいと思います。

今、後ろで研修されている方々も役場に入るまでは「総合計画って何だ」という口だったと思いますけども、これから5年、10年、役場の中で担い手として頑張っていたかなければいけない、そういった人たちが今後ろに来て聞いているわけですけども、総合計画の重さというものをまずは伝えなければいけないと私も思っています。

やはり先輩たちはそうして関わりながら議論しているのを見て、その大切さをわかっていくのかなと思っていますので、ぜひ22人のメンバー以外も関わっていただけるような仕組みで作り上げていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 伝わるような有効な手段、議員が今おっしゃられたことも一つの方法だと思いますけれども、内部的に進み具合を含めながら検討してまいりたいと思っております。

先ほども言いましたけれども、今第5次の総合計画が今年で終わるという状況でありますけれども、その今進めている第5次の総合計画のベースになっているのが、役場職員は黒子に徹することということがベースになってつくられています。そして町は舞台上で主役は町民ですよということで、一つの事業をやる上で、だれがそこに関わ

っていくのかということも明示しながら、これはだれとだれが関わっていく仕事です
というようなことは、策定審議会の中での議論としてでき上がってきて10年がたとうと
しているわけでありますけども、多分、策定委員の皆さんの中でも一つの計画、これ
をこういうふう目標をもってやっていこうというときに、だれがその主体となって
いくのかということ。そして、だれとだれを組み合わせなくちゃいけないのかという
ことも当然話し合いの中で出てくると。役割分担というか、そののところも町民の皆
さんも一緒に関わっているということ、町の職員もそこに入っているということは、
感覚のずれだとか、そういうことももしかすると出てくるのかもしれませんが、
そういうことがお互いに話し合いながら最適化に向かっていくような方向になってい
けばと思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 少し内容に入っていきたいと思います。人口が減
少して困ること、その対策が総合計画の中でも盛り込まれてくるわけですが、
全部やっちゃうと1時間どころか2時間やっても足りないので、何点かに絞ってお聞
きしたいと思います。

人口が減少して困ること、医療の確保については、やはり問題が起きてくると思
います。津別病院の経営につきまして口を挟むことはできませんけれども、津別病院が
今後人口減少の中で病院をどのような規模で維持していくのかとか、それからどのよ
うな経営体制を考えているのか、また町にしてほしいことはあるのかといったような
ことを津別病院と話し合って私は総合計画をつくっていくべきだと思いますが、町長
はその辺をどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この医療環境、これが総合計画をつくる上で、ご承知のと
おり町民アンケートを実施しています。これが突出して多かったです。ここが一番町民
の皆さんの関心の度合いが一番高いところなんだなというふうに認識しています。

そこで人口の減少とともに、当然患者数も減ってまいりますし、病院にかかる人た
ちも減ってまいります。そのことは毎年ご承知のとおり今1億4,000万円ほど支援を
しておりますけれども、その申請のときに外来の患者数だとか、入院の患者数がそう

いったものを見ていくと減っていく傾向になっています。それはイコール経営が非常に厳しい状態になってくるということになってきていると思います。そこで、将来どういうふうな体制にもっていくか。それから、これはまちなか再生計画の中とも関連しますけれども、今日はこの後、進捗状況等々のお話がされると思っておりますけれども、いわゆる調剤の関係もどうしていくのかというようなこと。津別病院の中にも調剤がありますけれども、そういったところを含めて、実は病院のほうからもいろいろなことで私と意見交換をしたいということも出ておまして、私のほうからぜひ年に何回かそういうお話ができればということ saying していたところ、病院のほうもぜひということで、多分これは経営に携わっている工場長も含めて出てくるような形になると思いますけれども、それを近々また開催する予定になっておりますので、お互いに病院の問題点を出していただいて、それから将来見通し、それに町としてどういうことができるのかというようなこと。ただお金さえ出せばいいのかということではなくて、いろいろなことが考えられてくると思いますので、それはまたこれから詰めていきたいなと思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 今病院とのお話し合いを進めるということで、私は、それは本当に大切なことだというふうに考えております。決してその話し合いの内容は公表しなくて結構ですから、ぜひ町長、副町長がそういったことを知って施策を進めていただきたいなと思います。

私は津別病院に関しては、やはり一番望んでいるのは訪問診療と訪問看護なんです。大変津別病院には負担になっているかとは思いますが、この管内で5市にも足らんとところがやっているこの訪問診療と訪問看護、これを続けていただければ津別町の国の施策に合わせた自宅での充実生活というのは成し得ないと思っています。ということは、この町から出て行かざるを得ない。ということは、この町が持続可能な町でなくなるというふうに考えておりますので、ぜひこの辺を死守していただけるような経営規模でやっていただけるのがありがたいのですが、もちろんそれが企業病院ですから、向こうの経営の考え方もありますけれども、しかし、我々は町民から聞いて一番望んでいるのはそこではないかと思っておりますので、それを維持できるような支え方

をしていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

二つ目、同じく介護の担い手なのですが、介護の担い手についても現在、いろいろボランティア制度をやっているのですけれども、これは完全に人手が足りなくなっていくことは、もう目に見えています。まず、その中でもいきいきポイント制度を使って今日常生活支援事業をやっておりますけれども、こうしたところも現在 130 名の登録があると聞いておりますけれども、この方たちが高齢化していったときに、それを支える世代がいるのかということで、その世代は津別町の人口としてはだんだん薄くなっていく。こういったときに手伝ってもらうためにも今のポイントを 5 倍、10 倍にして、やはり魅力あるものにしていくことも考えなければいけないのではないかと思うのですけれども、そういったようなことを含めて、この介護福祉の担い手について、町長はどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、津別町の町だけの話ではなくて、日本中もうこういう状況に陥っています。そこで、それをカバーするためにポイント制度を入れたりして、そういう介護の資格をもっていなくても、一般の家庭におられる方にそのポイント制度を活用してもらって、ちょっとでも手伝っていただけませんかということで、多くの方に研修を受けて、そして対応をしていただいているところです。介護の職員をきちんと採用できるという状況にはなかなか人手不足の中でなり得ておりませんが、そういう方が 1 人でも 2 人でも出てくるように、ご承知のとおり今年あちこち道内の大学や専門学校に福祉のほうからお話をもって行って、そして初めて今年そういうセミナーを 2 泊 3 日でやるような形にもなっておりますので、努力はそういう方で、他の非常に進んでいる取り組みをしているところもありますので、参考にさせていただきながら進めてまいりたいなと思っています。

ポイントをアップするという部分については、今後また検討させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9 番、佐藤久哉君。

○9 番（佐藤久哉君） [登壇] 現在、ポイントは多分満度で 5,000 円ぐらいだと思うのですけれども、やはりボランティア活動をしていく上では、家族の理解がなけ

ればできないんです。ですから家族に対して、例えば年に1回ぐらい家族で温泉に行くとか、豪華な食事ができるぐらいの1年間の報酬ぐらいにしてあげると、やっぱりお母さんでもお父さんでも胸を張ってボランティアに行けるのではないかなというふうに考えましたので、その辺もご提案させていただきました。

もう1、2点質問させていただきたいと思います。人が減って困る中に、前にも一般質問でやりましたけども人活の問題があると思います。人材活用センターは、今回健康福祉センターの建て直しというか複合庁舎の中に入るということで、人材活用センターの部分もそこへ組み入れられるのですけれども、人材活用センターの作業場ですとか作業体制ですとか、また、ここの事務執行にあたっての人材の確保ですとか、人材活用センターは町民の方にとって、特に高齢者の方にとって大変助かっている組織だということは町長も認識されていると思います。

これを人口が減ってしまうと担い手がいなくなってしまうので、持続可能な活用組織としてどのように継続させていくのか、おおざっぱな考えでもあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人材活用センターにつきましては、今社会福祉協議会のところが取り壊ししまして、そして旧津別保育所のところに社会福祉協議会と一緒に移って、今そこを拠点にしてやっているわけですが、まず作業場を確保していかなくちやいけませんので、新しい庁舎ができると社会福祉協議会は新庁舎の中に入ってくるようになります。しかし、そこに作業する場所というのはありませんので、また別なところを確保しなくちやいけないという状況になっています。それをそう遠くないうちに、と言いますのは、あの一带、消防庁舎を建設する上で、消防庁舎を建設するようになれば消防自動車の出入りのところは確保しなくちやなりません、建設される前に。そんなことで今、旧友楽園のところに人材活用センターのいろいろな道具が入ったりもしていますけども、それも今年、取り壊しになりますから、すぐに移していただくようなことになります。いずれはそうして移したところも取り壊しの状況になってくると考えておりますので、恒久的にできるだけ使えるところをなるべく早期に確保していきたいなというのが一つであります。

それと事務局の担当の方も含めて高齢化が進んでおります。中には全体が高齢化しているのです、例えば以前も頼んでいた仕事に時間がかかるようになってきたというお話も聞いています。そのことが単価のお支払いの金額の増加にもつながってくるということも耳にしたりもしているところですが、しかし現実には対応できる人たちは毎年減っていつている状況であります。そこで一つの考え方として、いずれあそこも対応できなくなってまいりますので、事務局を担当している方も、そうすると一つの考え方として町の役場の職員を退職された方、あるいは別な再雇用だとか再任用という形で、そちらのほうの業務を専門にやってもらって、そしていろいろ人材の確保も含めて対応していくような、そういうことも一つの方向かなということに現段階では考えている状況です。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 具体的なことを聞くのはこれが最後になるかと思いますが、人口減少していく中で、自治会の問題というのがどうしても避けられないのかなと思っております。

昔は、向こう三軒両隣という言葉がありました。これは向こう三軒両隣が力を合わせて助け合えば何とか暮らしていけるという意味だったのですが、今向こう三軒両隣で6軒あるはずが、その向こう三軒両隣の中に2軒ぐらいしかないような人口密度が非常に低い状態になっているかと思っております。

今自治会の中でも、従来は150世帯ぐらいあったところが半分ぐらいになってしまっている自治会もあるわけでありまして、自治会が今のままの形で果たして防災を含めて機能するのか、協働、例えば助け合い、ごみ出しですとか、雪かき、それから安否の確認、そういったことを今のままでは持続していけないのではないかなと思っております。自治会の連携再編を含めて、今回の計画の中にも盛り込んでいかなければいけないと思っておりますけれども、どの程度の考えを持っているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど答弁でもお話ししたとおり、地域コミュニティーの機能が低下していくということは、これもまた高齢化が進んでいくし、それから人口減

少の中でこれも進んでいると認識しています。

今 49 の自治会があるわけですけれども、そこが統合のお話もこの間ずっと何年も出てきているところもありますし、ごく最近になっては閉鎖というようなお話も出されているところもあります。先だって住民の方にも入っていただいている行政改革の審議会の中にも自治会長さんも入っておりまして、その中で、お金の問題というのも当然出てきています。例えばいろんな会費があります。自治会に割り当てのような形で、何々には例えば 1 人 300 円とか、いろんなのがありますが、ああいう集め方というのはどうなんだろうということも実は出ているんですということはお話をされていました。これは私も若いときからずっと地元の自治会の会計担当をやっていたりしていたものですから、当時からやっぱりいろいろありましたし、それからお金を渡す先に対して、思想心理上の関係から私は出せないという方もおりました。今はあまりそういう方は少なくなってきたのかなと思いますけれども、やはり生活が困窮してくると、そういったことも集めるほうとしては非常に便利なやり方だというふうに思いますけれども、そういうこともまた考えていく必要があるのかなと。これは町としてこうやりましょうということではなくて、日々その自治会あるいは町内会のところで接している自治会長さんとしっかり話を進めていかなければ、勝手にああしろ、こうしろということにはなりませんので、それはこれからも連合自治会の役員、まずはそこさまざまな問題を話し合いながら、そして、やれることをまず一つ一つ実験も含めてになるかと思えますけれども、進めていくことが必要かなと思っているところです。そのように現段階では考えております。

○議長（鹿中順一君） 9 番、佐藤久哉君。

○9 番（佐藤久哉君）〔登壇〕 この問題については単純に割り切ってやっていくことができないところが一番のネックだというふうに私も思っています。過去の経緯や住民感情もありますけれども、しかしやはり行政として住民を支えていく資金的なものの配分につきましても、やはり効果的に使っていかなければいけない。何よりも自治会が機能しなくなって一番困るのは行政側かなと私は思っています。ですから、やはりこうしたところをきちっと再編という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、自治会が連携をとれて、スムーズに自治会活動ができるようなことも総

合計画の中にきちっと盛り込んでいただきたいなというふうに要望したいと思います。

次の質問にまいります。第5次総合計画の検証についてちょっとお聞きしたいと思います。

第5次の総合計画では、5年ごとの検証をまちづくり運営協議会が行っています。協議会設立当時は、第5次の総合計画の策定委員だった方が多数メンバーにいらしたので、そのような形になったのだと推察しますが、現在はメンバーもかわり他の職務ともかいらしており検証にふさわしい組織とは思えません。今回は津別町の定めた条例に基づく計画であり、議会もチェックしていく立場にあります。外部機関や策定に関わった人など、総合計画に関する検証にふさわしい機関に検証してもらうべきだと考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは計画の検証についてお答えを申し上げたいと思います。計画策定に関わったメンバーを含めて検証することがよいと考えております。検証方法としては、わかりやすい個表、あるいはシートを作成いたしまして、毎年、項目に該当するセクションで進捗状況を点検し、その分析結果に基づいて変更・修正を要するものについてはそうしていくべきと考えております。今スマート農業だとか、あるいは自動車の自動運転などに代表されますように、ソサエティ 5.0 の時代に入っております。科学技術の進展は今後ともかなりのスピードで進んでいくものと思われれます。こうした変化に対応していくためにも1年ごとの公表が望ましいのではないかと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 ②もお答えをいただきちゃいましたので、次に聞こうと思っていたのが、今までは5カ年分だったのですけれども、これからは1年ごとの単位で進捗状況を報告していただいたらどうかということで、そのことについても今お答えいただいたというふうに考えております。

今回、特に議会として条例を可決して、その分議会の責任も重いと思っております。基本構想を議決すれば、これは町がこういうふうにやりたいと言ったことをやっていいですよ、やってみましょうということで同意するわけですから、当然その進捗状況

を議会としてはチェックしていく必要があるかなと思います。それが5年単位の進捗状況の報告では、とてもとてもチェック機能を果たせるとは言えないと思います。ですから、私は1年ごとのできれば個表がいいですけども、個表が無理なら係や課単位で結構ですから進捗状況の公表が必要である。議会も当然それを資料にすればいいですし、町民の方にもそうしたものを見せていく必要があるのではないかと。公表していく必要があるのではないかなと考えて、この質問をしようと思ったのですが、町長のほうから、そうしていくのが望ましいと思っているということなので、ぜひそうした手法でやっていただきたいと思います。

今回の総合計画では、実行計画と財政計画が出てくるわけですが、当然、財政計画の中には途中で変更等もしなければいけない。それから国の制度等が変わることによって実行できなくなってしまう。実行が延ばされてしまう。そういったものが当然出てくると思いますので、そうした理由等も進捗状況の中に組み込んでいただくことによって町民の方も納得していただけるし、議会のほうとしてもチェックしやすくなると思いますので、ぜひ少し工夫をした進捗状況の報告をいただきたいと思いますが、どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、先ほど申しましたけど、第5次の総合計画を行っているところであります。そこも前期計画、後期計画ということで5年、5年で区切ってチェックをしながら進めてきているところですが、やっぱり1年、1年でやったほうが非常に進めている側もわかりやすいですし、そして何ができなかったのかと、これは思いのほかまた進んでいったとかということだとか、さまざまありますので、第5次の進め方について一定の検証もしながら、やはり1年、1年を単位として進めて公表していったほうがいいだろうと考えているところでありますので、そのように進めてまいりたいと思います。

また、特に第5次の策定をしたときは、ご承知のとおり合併をしないということで、そしてその後に、自主・自立のまちづくりの計画ができ上って、それを推進してきて、そしてその次に今の第5次の総合計画、その精神を受け継いで進めてきたところです。その精神を受け継いだということは、財政がかなり厳しい状態になるという前提のも

とに進んできたわけですが、ご承知のとおり、それほど落ちなかったという現実もあります。その理由については、途中で起きたサブプライムローンのアメリカ発の大きな問題がありました。あのことによって世界中というか日本も打撃を受けたわけですが、当然、地方自治体もそれによって税収が落ちてくる等々があって、それに対応するための措置として、地方交付税の中にそういったものも特別枠として組み入れられてきたというような経過もあって、あまり大きな減収にはならず、逆に増えていったという状況もあります。そういう変化というのが、これからまた大きく言えばトランプさんの動きなんかも大きく影響してくるのでしょうかけれども、そのことが世界経済が動くことによって日本の経済も動きますので、当然それに連動して地方の経済も動くような形になります。それらをやっぱりこれも1年、1年見ながら計画を見直していくといえますか、検証していくということが必要かなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 現在の第5次総合計画については、今まちづくり運営協議会がやっているという形であり、この計画の進捗に関して、やはり経済状況、経済背景が大きく影響したというのは、私もこの運営協議会の委員の一人でありますから検証の中で感じております。

今交付税が減らなかったというお話、サブプライムローンの問題以外に、政局が二転三転しましたので、その政党がやはりかわりばなにいきなり交付税の減税ということは難しいということで、そういった政治的な環境もあったのかなと思います。

これから確実に減ってくると思います。そうした中で、実行していく計画の検証というのは、やはりそうした社会情勢の変化、政治情勢の変化も含めて検証していかなければならないと思います。

まず最初に、自己検証しなければならないと思うのです。個票をつくっていく上では、ただ、その自己完結をしないといけないということで、確認ですが、先ほどの町長の答弁の中から類推しますと、現在の策定委員会のようなところに検証を依頼するという考えだと思いますけれども、私は、それにプラスアルファしたほうがいいのではないかなと思っております。例えば専門的な方ですとか、ほかの団体で監査をやっているような方、こういった方にプラスアルファになってもらうといいのではないかと

思っていますが、町長はどのようにお考えなのか、もう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 検証に専門的な方も入れてみてはどうかということでありますけども、それはまたどのような人がいいのか、入れたほうがいいのかどうかも含めて、これはまた検討させていただきたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 最後になりますが、今回の総合計画条例の中で執行機関と理事者側と議会が両方とも重い責任をもつ第6次総合計画になるかと考えております。

ぜひ、実りある総合計画をつくっていただいて、提案していただきたいと思っておりますし、総合計画、これで提案できるという形をつくるのは、多分、政策調整会議の中で最終的に執行部側が決めることになるかと思ひますが、ぜひたくさん議論をしていただいて、そして自信をもったものを出していただきたいなと思ひます。

議会もそれを受け止めてきちっと精査し、お互いの知恵を絞っていい実行計画をつくって、いい総合計画をつくって、これからの10年の津別町を支えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

何かあればお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員の今回の質問については、職員、若手も含めてプロジェクトチームを組んでいますので、そこに期待しているよということだと思ひます。もちろん非常にそれは大変光栄でありますし、ありがたいことでもあります。そういう期待感をもちながら、やはり策定委員会の中での町民の方たちとの意見交換、例えば役場の職員としてのものの見方と、先ほども言いましたけども、もしずれがあったらそれは修正しなくちゃいけませんので、そして適合させていかなければなりませんので、そういった選ばれた町民の方たちの中と、ぜひ選ばれた職場内の職員の議論を交わしながら、いいものをつくって、そして私に答申してほしいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告の2件につきまして質問させていただきたいと思っております。

一つ目の質問でございますが、ご存知のとおり農林水産業等、農村漁村に依存する土地、水、その他資源を有効に活用した農林業等による事業の多角化及び高度化、いわゆる6次産業化に関する政策及び地域の農林業の利用の促進に関する政策。この農林業の進行を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与する目的に平成22年12月に6次産業化・地産地消費が公布され、これまで北海道でいろいろな取り組みが行われて、それぞれの町で成功例も聞いております。

次の点についてお伺いしたいと思っております。津別町のこれまでの取り組みの現状と、今後の考え方や方策につきましてお伺いしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、6次産業化の取り組みにつきまして、取り組みの現状と今後の考え方・方策についてお答え申し上げたいと思っております。

6次化というのは、1次産業者が自身で加工・販売まで一体的に取り組み、新たな付加価値を生み出すことを言います。津別町の農業の6次化の現状につきましては、間接的になりますけれども、まず加工・販売に取り組むためには農作業時間の軽減が必要であることから、現在、農地の大区画化を目指す国営農地再編整備事業と機械化による作業効率を上げる農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を行っているところでございます。

農業者みずからの6次化の取り組みにつきましては、ソーセージ、加工牛肉、ホッ

トドックを販売する「ぎゅぎゅっとテラス」、それからピクルスや自家野菜を販売する「L・te やさいカフェ」、「軽トラ市」などが行われています。また、町の支援を受けて行っているものとしては、野菜そのものやカット・スライスして販売する「株式会社希来里ファーム」など、この10年ほどで津別町にも6次化に取り組む農家が現れてきているところでもあります。

今後町としましては、令和6年まで続く国営農地再編整備事業を推進するとともに、6次化に取り組もうとする農業者については、他の商工業者と同様に「起業等振興促進事業」により支援していく考えです。ただ、同じ1次産業である林業につきましては、今のところ難しいのではないかなと考えているところでもあります。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今お答えいただいたところなのですが、6次産業化という法律は、先ほど概略についてお話し申し上げましたけれども、農家だけの取り組みというよりは、1次産業、2次産業、3次産業が総合的に連携して、かつ一体的な推進を図るべきだと法律的にはうたわれております。今までのそれぞれの産業で生産、製造されたものをいろいろ経済、交流含めて、それぞれの分野で行われてきたものを一体的にやることによって付加価値をつけて、その地域の所得の向上及び雇用の確保等を目指すという法律と考えております。

今の町長の答えでは、農業者みずからがこういうふうに行われていると、それはそれとしてわからないわけではないのですが、やはりそれを今申し上げたとおり、どういうふうに結び付けて付加価値を上げていくかということが今後町として考える必要があるのではないかと思います。

その点について、もう少し考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 平成22年に公布されました、いわゆる6次産業化法というのがあります。今議員がおっしゃいました。長い表題ですけれども、略さないでそのまま言いますと、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」というのが正式な名前ですけれども、この

中では、先ほどお話ししましたとおり、農林漁業者等が農林水産物及び副産物の生産及びその加工、または販売を一体的に行う事業活動に関するものということが一つ。それからもう一つは、今議員がおっしゃいました農林漁業者等の取り組みに協力する民間事業者、促進事業者、これも支援の対象にするということで、この二つが法律の中に組み込まれているところです。

その中で農業者みずからが進めてきている例として、先ほどお話しをさせていただいたところでありまして、また今後、他の産業をあわせて一緒にやっていくということも当然考えていく、そういう人たちもいると思います。まずは、やはり自分たちに何ができるのかというところ。そういう意欲がなければ、なかなか町からお話をしたからということで進んでいくものではないと思います。ただ、多分次のご質問の中でその関連が出てくるかと思っておりますけれども、一応、現状の中では、この法律に基づいて津別町の中でも農業者みずからが1次産業、2次産業、3次産業と三つの産業を一手に進めていくということでやられている方が出始めてきているということでありますので、これがさらに広がってくればなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今回質問させていただいた、町長の考え方については一部入っております、町長は平成31年度の町政方針でそれぞれ町政の今後の方針について各分野において方針を述べられておりますけれども、その中では、いわゆるインフラ整備が主な内容になっておりまして、これから食と観光について、このまちづくりの魅力を出すためには不可欠だと思われましても、そのあたりは何ら触れられていないということから、今回質問させていただいたわけです。やはり町としての基本的な考えと、今後の中長期的な計画づくりが必要ではないかと。先ほどのお答えでは、個々にそれぞれ努力していろいろ開発して販売をしているという実績を述べられておりましたけれども、やはり個々でやる部分では限界があるのではないかと。そういうことを考えますので、ぜひとも町としてのこれからの津別町を支えるのは食と観光だと思います。それがいろんなつながりを持たせるのではないかと思いますので、それあたりについて考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 決してインフラばかりのお話ではなくて、議員もご承知のとおり地方創生事業を今進めています。平成27年から。その中でさまざまな食の分野等々も入って、今その流れの中でいろんなものが出てきて、そして現れているというのは議員もご承知かと思います。そういう中で、その交流の場が今日道新にも議員も載っておられましたけれども、ちょうどあの日は私は2階のほうにいまして、船橋の方たちと交流をしていたところだったのですけれども、いろんな方たちがああいうものができるって集まって、そして意見交換、それから情報交換が進んでいきます。そういう中からヒントが生まれたりいろいろして、そしてまた新しいものが生まれていくのだらうと思いますし、そしてそれに対する支援措置も町では条例をもとにしてもらっておりますので、そういう中でお金の支援もするような形をとっておりますので、ぜひ進めていっていただければなと思います。

ただ、あと農業者の部分でいけば、先だっても農業士会の皆さんとちょっといろいろと意見交換をしたのですけれども、やはり6次化に取り組もうという思いをもっていらっしゃるというのは、そんなに多くないというのが現実なんだなと感じたところです。それは今の農業経営で十分な収入が得られるという中で、なかなか1次だけではなくて2次、3次、その分野に入り込んでいくということは当然時間もお金もかかってくる内容になってきますので、それよりもまずは1次産業を担っている部分の、そこを極めていきたいというお話が多くの方から出されておりました。ただ、中にはそういう2次、3次と広げていくことに非常に一生懸命やっている方たちも農業者の中にはおりました。そこは素晴らしいなという評価をしていました。なかなかそこまで踏み込んでいくことはできないけれども、やっている人たちを見て敬意を表するという、そういうお話をしておられました。ですから、そういう相互の何か切磋琢磨といいますか、見たり見られたりしながら、じゃあこれもやってみようかなとかという機運が生まれてくれればいいかなと思います。それに意見交換したり、情報交換する場も今できていますので、そこをきつと活用するようになるかと思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 先ほども申し上げましたけども、個々の事業化に向けては限界があるのではないかと。そういうことで、先ほどの町長のお答えでは、

起業等振興促進事業により支援していくんだと。そういう既存の支援事業がありますが、それを活用していくんだというふうにお答えいただきましたけども、この今の既存の事業では、恐らくこの6産業化を進めるにあたっては非常に難しい面があるのではないかと。

そこで、町としてこの計画をきちっと中長期的な計画をつくって、町独自の6次産業化支援事業の支援策をきちっとうたうべきではないかと思います。

国のほうでは、農林水産省のほうがこの事業化、支援事業についてそれぞれ制度化を図って進めておりますけども、今度の新しい鈴木知事が食と観光を推進していくというふうに公約でうたっております。ということは、当然各自治体もこういう道の施策が下りてくるのではないかと思いますので、恐らく道と一体となった自治体の進め方について求められるのではないかと思いますけども、それあたりについて町長がどのように受け止めているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 新しい知事のもとでの新しい施策についてはまだ承知しておりませんので、そういうものが出来れば津別町として活用できるものは活用していきたいと思っているところです。

6次化の独自の町としての計画等々につきましては、それもあつたほうがいいのかなどというふうにも思いますけれども、現在の起業等促進事業につきましては、つくられた経過が当然あります。過去には高瀬町長のときに、そういったものを進めてきたところです。それを参考としながら、この事業をまた始め、内容を少しかえながら進めてきているところです。これによって議員が最初におっしゃられたように、1次産業を担っている人。2次を担っている人。3次を担っている人。それはすべてがこの中に入っていますので、1次の方が2次と組みたいという場合と、3次の方が1次と組みたいという、いろんな接触は必ずしも1次からのものではないと思います。そうであれば、今ある補助制度も十分活用できますので、それを活用しながら上手に使いながら夢をかなえていってほしいなというふうに思っています。町としてはそういう支援事業のシフトを組んでいるつもりでおりますので、あと進めていく上で、何か改善したほうがいいのかなどということが出来れば、また検討はすべきかなと思っています。

す。議員がおっしゃられました既存の支援では難しいのではないかとということでしたけれども、何がどう難しいのかというところがはっきりわからなければ、それに対応することはできませんので、そういった点がもし出てくれば、また別なところでお話をさせていただいて、そしてまた委員会等でも対応を協議していくということになるかなと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 町長にお尋ねしたいのですが、町長も全国いろんな所を公務で歩いておられると思いますけども、やはりこの町まちで特徴のある商品を開発して売り込んでいるとか、恐らく飲食含めたそういう部分で、ご当地の特別なそういうものがあり、恐らく町長も食べているのではないかと思いますけども、津別町として現状、町長はこの食について十分なのか不測しているのか、それあたり、はやく言えば本州、道内のほかの自治体を含めて比較した場合にどうなのか、今一度お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私の出張は、多くが霞が関と国会議事堂のほうばかりなものですから、なかなか外の所には行く機会がたまにはありますけれども、あるいはそういう雑誌を自費で購入したりして、いろいろ見たりはしているところです。多いか少ないかというところでいけば、はっきり言ってわかりません。羨まれている部分もあります。津別町は例えばクマヤキはその例です。すごいというふうにはあちこちから言われています。それにはそこに至るまでの努力と、それから偶然的なものとかかみ合って今日になっているわけです。農協は農協でいろいろ自分のところでとれたものを、例えばきたほなみを瀬戸内海の小豆島のほうで加工して、東急さんで販売しているだとか、いろんなことをさまざまやっています。和牛もそうですし、そういうふうにして少しずつ拡大していっているということは、その分野、分野の人たちが努力をされているということだと思います。それには本当に年々そうやって増えてきていますので敬意を表したいなと思います。そして、その方たちがさらにそれを今度つくって販路を拡大していくために、また費用がかかったりするということもあって、それに対する支援もしているところですので、そういうことをこれまでも少しずつ拡大しな

がらやってきています。ただ、何でもかんでも、あるいはその額をどんどん上げていくということになると、それは財政的なものもしっかり見ていかなくてはなりませんので、そういう兼ね合いの中で今進められていると認識しておりますので、また新しいものがつくられていくことに対しては大いに期待していきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 最初のお答えの最後の部分で、「第1次産業の林業については、今のところ難しい」というお答えをいただいたのですが、なぜどういふふうに難しいのか、その部分についてわかる部分についてお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは最初にお話ししましたとおり、想定していることは、1次産業者が自身で加工、そして販売までをします。1次産業の方が2次産業、3次産業を掛け合わせて6ということなので6次化に向かっていくということなんですけれども、その林業の方が植えて、切って、そして加工して販売するという1次産業の方は、それはちょっと無理な話だと思います。可能であるとするならば、例えば丸玉産業さんが多く植林地だとか山をもって、そして自分のところで切ったものを加工して販売していくということはあるのかなと思いますけれども、それは年間30万立方ぐらいを消費する中で、30万立方ほどの山を会社でもつということは、それはなかなか難しい話だと思いますので、そういうことも含めてみると、これは扱うものも大きいですし、それから長い年月がかかるものなので、1次産業から初めて2次、3次にもっていくのにはちょっとこれは大変ではないかなと思っていますところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 次に、二つ目の項目について質問させていただきたいと思います。今これまでいろいろ今後の考え含めてお伺いしたところなんですけれども、取り組みにあたって、各産業・異業種分野のこういう津別の既存の部分について、どのように連携、交流、そういうものが恐らく重要なものとなりますが、どのように今後考えていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは各産業・異業種分野等との連携・交流についてお答え申し上げたいと思います。1次産業者が6次化に取り組むには、他産業や異業種との連携交流がかなり重要であると考えております。そこから生まれるさまざまなヒントや実際に役立つノウハウが習得できまして、「ぎゅぎゅっとテラス」や「L・t e やさいカフェ」などは、網走の東京農業大学生物産業学部、ここの講座に通いまして、異業種の方たちとも交流を深めて実現させているところです。また、農業者と飲食店の交流により生まれた一味唐辛子の「朱乃一振」も異業種交流の成功例といえるのではないかなと思います。

津別町には大小の木材加工品を扱う会社やPRすることが得意な道東テレビも立ち上がりました。また、連携交流の場としてコワーキングスペースJ I N B Aが開設され、さらにこの春、まちづくり会社も設立されたことから、6次化を目指す方たちの環境はかなり良好なものになってきたと感じているところです。こうした環境において、6次化を希望する1次産業者には、マッチングと交流の機会づくりに支援をしてみたいと考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 〔登壇〕 今お答えいただいたところなのですが、これを進めるにあたって、一つ目の質問でもさせていただきましたけども、町として、いわゆるこの6次産業化の計画をつくって、それぞれ組織をつくるべきではないかと。ただ、それぞれの分野でやられている個々のことについて今お答えいただきましたけども、そういうやっている方、それから今後進めたい方含めて参加できるような体制づくりというのか、そういうものが今後必要になるのではないかと。そういうことから町としての計画プラス組織、それからどういうふうに進めるのか、町が後ろ盾ということで進めるのがいいのではないかと。かつ、そういうものをつくることによって、国の農林水産省のその事業の推進交付金なりを受けやすくするだとか、そういうものを考えるべきではないかと思っておりますので、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 実は、先ほどの佐藤議員さんとの話にもあるのですが、

実は総合計画にも第5次の部分にもそういう協議会の設置が示されています。構成メンバーはこうあったほうがいいよということで、それは会合もなされているところです。そういう中で試食会もあったりいろいろして進められている部分もありますけれども、町として改めてまた計画と組織づくりをとということにつきましては、多分また6次の総合計画の中で、こういったもの、食とかそういったものが出てきておりますので、そういう外貨を獲得するということは議論の中で当然出てくると思います。そういう中で、対応が図られてくると思いますので、大きな総合計画という中で位置付けられることによって、あとは個別の対応ということになっていくと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] ぜひこの分野について進めていただきたいと思います。

次に、二つ目の質問に移りたいと思います。防犯カメラの設置基準についてということでお伺いしたいと思います。

私も以前、この関係について質問させていただいておりますが、最近、全国的に犯罪含めて社会問題となっております。特に、子ども等が犠牲になる部分含めて、これまでにない想定されていない事件等が発生していると。その中で津別の子育てをしている保護者含めて心配されていることではないかと思います。安全安心のまちづくりという観点から、一層この防犯カメラの設置について必要だと考えますけども、次の点についてお伺いしたいと思います。

防犯カメラは、今年中心市街地に公衆用として設置するという事で予算化をしておりますけども、それを含めて既存の公共施設、民間の施設もあろうかと思っておりますけども、防犯カメラの設置基準を定めて住民の理解を得るようにするべきではないかと思っておりますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは防犯カメラの設置基準についてお答え申し上げたいと思います。

まず、現在防犯カメラの設置状況でありますけれども、公共施設においては役場の西口、林業研修会館、道の駅あいおい、さんさん館に設置しておりまして、民間等に

においても金融機関やコンビニ、こども園などに設置されているところです。

また、市街地の自治会や美幌警察署などの要望によりまして、本年9月にはさんさん館の外に防犯カメラ1台を設置し、国道を通行する車両や町内中心部の動きを記録できるようにすることとしています。

今後、まちなか再生基本計画により新たな施設の建設が次々に予定されていることから、これらの施設へのカメラの設置はもとより、町内での防犯カメラの設置数は増えるものと思われまます。

一方、防犯カメラは安全安心の確保に役立つと考えられている反面、プライバシー保護の観点と対峙するという課題も抱えていることから、設置に不安を覚える町民の方々にも配慮いたしまして、なるべく早く設置基準を制定し、この基準に照らし合わせて設置してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今年、当初予算に今お答えいただいた、大通り、中心街に公衆向けに設置すると。これは市街地の自治会及び警察署のほうの要望だと今お答えいただきましたけども、この防犯カメラは必要性というのは昨今いろんな犯罪の部分からすると町民に対する理解もある程度得られるのではないかと思いますけども、やはりプライバシーだとかいろんな問題がございますので、この設置した所の部分について、設置していますとか、住民に周知することが大事であり、かつ設置するにあたっては、町民の意見を求めることが大事ではないかなと思います。

この設置のガイドライン、いわゆるそれをもって設置基準を決めて、多くの町民の方に理解をしていただく。そういうことが必要ではないかと思いますが、今後、町民に対しての周知を含めた対応について、どう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） こういう防犯カメラが設置されることによって、犯罪の抑止になったりとか、あるいはそういうことが起きたときに、犯人逮捕に対する早急な対応ができるということもありますけれども、やっぱり自分が映されているということに対して非常にいやな感じをもつ町民の方も当然いるかと思ひます。

たまたま担当のほうで調べてくれた中で、札幌という大きな市の中で、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインというものを出示しております、その中に、まずは市民にアンケートをとっています。それを見ますと、防犯カメラの必要性に関する認識なのですけれども、6割の方がプライバシーなどの問題に配慮した上で必要だと思ふというふうに答えています。ほかにもいろいろ項目があるのですけれども、そういった中でいけば、設置の目的をきちっと明確化して行って、そして映す範囲、これもしっかり明確化していくということ。そして管理及び運用の体制、だれが管理して誰が運用していくのかと。議員が今おっしゃいました設置の表示、それから画像の適正な管理と利用。それから苦情に対する迅速で適切な処理ということが出てくるかと思ひます。ほかにもまだいろいろ設置する基準を設けるにあたってさまざまなことを検討すべきということで、これは大きな札幌市で既にガイドラインをつくって、それに基づいて設置をしていっていますので、こういったことも町のほうでも参考にさせていただきながら、先ほど言いましたとおりなるべく早く、これからどんどんいろんなものも建ってきて、建ってくると周りの環境も変わってきますので、そういう設置がこれから増えてくると思ひますので、基準はできるだけ早くつくってまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 設置のガイドラインを含めた部分についてお答えいただきましたけれども、特に今年設置するということで予算化もされているわけですから、これについてはできるだけ早く、町の対応について住民に対する説明含めた町の設置目的含めた管理体制を十分町民から意見を聞くなりして進めていただきたいと思ひます。

それから、もう一つ、子どもたちの安全を守るために、町長は通学路含めた、その部分についての設置の進め方について考え方があればお伺いしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 通学路に限定した設置というのは現在のところ考えておりません。そういうことが必要であれば、また設置することにもなろうかと思ひますけれども、まず設置の基準ができて、それをもとに設置していくということになると思ひ

ます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] いろいろお答えいただきましたけども、進めるにあたっては関係機関含めた住民の意見だとか、周知含めて十分町の対応をやっていたくように希望して質問を終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 49 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につきお尋ねいたします。

一番目の発達障がいの実態と支援についてですが、発達障がいは治らないという見解があったようなのですが、そうではなく、発達障がいの子どもの脳も絶えず発達し続けているというような研究結果もあります。

養育の困難さというのは、一人一人に違った子どもの脳に、どのような訓練だとか刺激を与えたらいいのかということが、簡単にと一概に言えなく、非常に大きな問題であるというふうにも言われております。

私は、平成27年6月議会で、就学前健診以前の5歳児健診を実施できないかと質問したところでありますが、その中で5歳児健診の必要性は認められているが現状は難しいというような内容の町長の答弁でした。その中で「1歳6カ月と3歳児健診の受診者の約6割から7割に運動面・言葉・コミュニケーションなどの遅れが見られる」というような報告があり、その数の多いのに驚いた記憶があります。

そこでなんですけど、その結果を踏まえて町長は現状どのような対策をとられている

のか、支援策等、新たにできているものがあれば、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（佐藤多一君） 発達障がいの実態と支援の関係でお答えを申し上げたいと思います。

平成 27 年 6 月議会におきまして、「集団生活で特性が目立ち始める時期に 5 歳児健診を行っては」とのご質問を受けたところですが、療育病院等の協力を得て行う体制が整わないことから、健診にかわって保護者と相談する場を設けることを検討したいと答弁したところであります。

平成 27 年という年は、町内三つの保育所と幼稚園が一緒になり、こども園を開設した年であり、それまで子どもの発達障がいについては、保護者が学べる機会が少なかったこともあり、保健師との間で子どもの発達について認識に差があったと聞いています。こども園の開設を機に、乳幼児から幼児へと連動した包括的支援がしやすくなり、保護者との連携も深まってきたところです。

平成 28 年度からは、保健師と療育病院専門職による「子どもの育ち相談会」を実施していますが、年々保護者に内容が浸透して希望者も増え、保護者の子どもに対する見方や健診結果の受け止め方に変化が出始め、保健師との関わりや療育専門職への相談も容易に行えるようになり、専門的な支援につなげられるようになっていきます。

就学を見据え、5 歳児健診の要素を含めたこども園の年中・年長クラスの育ち相談会は、平成 30 年度から全園児に拡大し、保護者に子どもの成長の確認と就学までの準備を伝える機会を確保し、関係機関同士が支援体制を築く場ともなっております。

平成 29 年度からは、相談会を小学校でも開始し、療育専門職が担当教諭の相談とアドバイスを行う訪問支援事業にあわせて実施していますが、平成 30 年度は開催が月 1 回程度まで増え、また、この年の訪問支援事業は、初めて中学校と高校においてもそれぞれ各 1 回実施してきたところです。

このように対応・対策は拡大していますが、依然保護者の子どもに対する現状認識が異なるケースもあり、デリケートな問題でもあることから、関わり方になお検討が必要であると考えます。発達障がいは、幼児から小学校、中学校、高校、そしてその後へと支援を途絶えさせないことが重要でありますことから、関係機関とより連携を

密にして今後とも取り組んでまいる考えであります。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今町長の答弁の中で、質問後の町の発達障がい乳幼児・幼児に対するフォローの状況が以前よりは高まってきているのかなというふうなことを思いました。

それで、この質問をするのにあたり、津別町の発達支援の事業実施要綱というのもいただきまして、当時から比べるといろんな場面に応じて相談とかそういうことが可能になってくるんだなど。事業をきちっと明確にし、さらに法律とかそういうのに基づいて今津別町でできることとか、対象内容だとか事業内容だとかいろいろ工夫し、子どもたちの発達というか、育ちに関してたくさんのフォローがされているかなと思っておりますが、後で学校のことは教育長のほうにお聞きしたいと思っておりますが、その健診で大きな数字の子どもたちが何らかの発達障がいということではなくて、特性が見られるという、その個別の対応というようなことで、何か具体的にされているもの、昨年1年間に健診のときに問題ありと出た子どもたちの対応の仕方について何か具体的に変わったものとか、実施しているものがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その具体的なことについては、私がそこに入っているわけではありませんので、担当のほうで承知している部分については、差し支えない範囲でお答え申し上げたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） 先ほど町長もお話ししましたが、こども園等における訪問支援ということで、子育て支援センターやこども園に入りまして療育の状況、お子さんの状況を確認しながら先生からの相談を受けたり、そのときに保護者との面談を希望される保護者の方と療育病院保健師が一緒になりまして、その相談を受けている状況があります。

あと訪問をしながら、また訪問の状態でもありますし、別個に相談会ということでお母さんのお話を聞いたりとか昨年しております。そして小学校にも訪問しておりますし、中学校にも相談会に参加し、また放課後等デイサービスのほうでも何かしらの

支援が必要で経過観察をしているお子さん、そしてそちらのサービスを受けているお子さんがどのような状況で、これは相談というわけではないのですが、そういうお子さんがそちらのサービスを受けている中で、どのようにそちらのサービスで療育を受けているかというのも保健師や療育病院の先生とあわせて経過観察をさせていただいております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 今担当の課長のほうから現在行われていることについて報告があったわけですが、ここで問題になっているのは、なかなか子どもの発達に問題があっても、なかなか特殊性というか、そういうことに対する親の理解が非常に少なく、子どもが大変な思いをしているということも聞いているところなのですが、問題があって、そのことの個別の指導にも、さっき町長から話があったように非常にデリケートというか、そういう問題もあって踏み込んでいくということが難しい状況にもあるのかなと思いますので、ちょっと言葉は悪いのですがピックアップして相談体制が今整っているのであれば、そういう子どもに対する理解を全体的にとり広げるといって、そういう取り組みがあるとさらに属に言うグレーとか、どっちなのかなと悩んでいるお母さん方がもしいらっしゃれば、そういう機会が増えていけば、我が子に対する接し方も変わってくるのかなと思いますので、当事者はもちろんですが、それ以外に目に見えないような支援が必要という子も結構いるのではないかと感じますので、そういうときはもちろん当事者同士の学ぶ機会、育ちの仕方というものもありますし、全体的に必要なであるという、こういうものだという学習の場というのにも必要かなと思います。

津別町もいろんな形で気づきというか、そういう育ちに対する気づきの学習の場というのをそれぞれの分野で幼稚園は幼稚園、あるいは町は保健師さんを通して広く呼び掛けるような講演会等もあるかと思いますが、なかなかそういうときに専門の人が来て話をするのは毎日毎日ということではなくて、せつかくいいお話であっても、なかなかその日行けないというような人もいますし、非常に後で小学校のほうで話しますけども、4人に1人が何らかの発達障がいであるというふうにいわれているような状況では、全体が発達に対する理解というのをしていかないとなかなか解消してい

ないのではないかというふうに思いますので、その辺のところでは何か今年度に向けて学校以外で町として、そういう子どもたちや親に対する支援というか、そういうものを計画したものがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その部分については津別町健康推進事業の計画があります。これは、この間所管の委員会でも配らせていただいたところですが、30年度の実績と今年度、令和元年の推進計画、その中で発達支援事業、どんなものやっていくのかということがそれぞれ書かれているわけでありまして、27年に議員からご質問を受けまして、その翌年から相当な形でいろんな事業を展開しているところです。

特に学校とこども園の訪問支援事業というのが一つありまして、これは児童の発達特性のある児童の担当保育教諭、こういった方たちを対象にして対処法を学ぶようにしています。それから二つ目には子どもの育ち学習会、これも28年から開始いたしまして、これは発達支援の会に参加する保護者を対象といたしまして、講話だとか、これは美幌の療育病院の専門職による講話だとか、そういう学習会を行っているところです。それから子どもの育ち相談会ということで、これは発達に特性のある児童と保護者を対象にいたしまして、これも療育病院の専門職、それと保健師がこども園を訪問して遊んでいる様子を見学して、その後内容について結果の説明、それからアドバイスを行っております。また四つ目にはあそびの広場を行っているわけですが、この部分につきましては27年度に似たようなものを行っておりますけれども、28年度から本格的にいろんな事業を展開してまいりまして、30年度の決算においては、当初から見ると4倍の予算になっている状況にあります。これは最初にお話しもしましたけれども、それまで保育所と幼稚園とは別々でありましたけれども、これが一つのこども園ということになりまして、一体化して包括的に子どもたちを見れるという環境が整ってまいりました。したがって、子どもの発達障がいや疑われるような子を早期に発見できるような体制が出てきて、そのことで数が増えてきているという。ですから、これは数が増えたから悪いということではなくて、そういう子どもたちがまだいるということが事前にわかるということで、それに対する対応ができていますし、これからもこの部分について進めてまいりたいと思っています。そしてこれは何よりも

美幌の療育病院の専門職の支援がなければなかなか難しい状態であります。そこも相当いろんな、この辺では一つしかありませんので、なかなか大変なのは承知しておりますけれども、津別町にも大変大きなご協力をいただいて 28 年度以降こういう事業が展開できているということでもありますので、今後とも専門職の意見も受けながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今 28 年から 30 年度にかけていろんな報告、それから予算的には 4 倍の予算をかけながらということで、数が多くないほうがいいに決まっているのですが、細かな分析をすれば何らか育ちづらいというか、そういうようなことって出てくるので、以前よりはきめ細かく対応したり、きめの細かい子どもの関わり方で、以前ならもしかするとそっちのクラスに行かない子も来ているのではないかというのも何となく外側では聞こえている。ちょっと病院とかそういうのにかかると、何かそこで発見されてしまってカウントされるから以前より多くなっているんじゃないかという話もありますけれども、それはそれとしてでも、今以前からみると非常にきめの細かいというか、いろんな形で見せていただいたのも、毎月のように保健師さんが子どもたちと、というようなこともあります。それでまずは増やすとか増やさないとかということではなくて、やっぱり子どもにとって、一番どこでどんな形で過ごしていくのかということが大事なことじゃないかと思えますし、例えば特殊性には 10 人いたら多分 10 人みんなが違って、それぞれだから、いろんな今蓄積している対応も許容の範囲を超える子もいたりするという話も聞いて、非常に難しいのだらうと思えますけれども、幼児のときに育てづらいことが、ちょっと話が飛躍しますけれども、それが、親がとても子育てに苦勞をしていて、子どもを虐待するというようなこととか、そんなほうにも発展するというようなことなので、非常に細かな対応を幼児期にしていかなきゃいけないのではないかなと感じていますので、たくさんのプログラムが用意されている。そこできちっと該当する子どもたちを育てあげて、そして今の話ですとこども園から小学校、それから中学校、高校、それから社会にと一連の流れになっているようですけれども、津別町の場合は、ほぼ全員の子どもがこども園に行き、そしてその子どもたちが大きな障がいがあれば学校の特別支援学級と言

われるようなところに進み、そうでなければ養護学校というようなところに行くということになりますけども、そこに小学生の段階から行っている子は少ないかと思えますけども、いずれにしてもみんなと違う育ち方をする。親も子も非常に大変だと思います。それを担当するカウンセリングの先生や療育病院の先生だとか、さまざま大きな問題があるかと思えますけども、できるだけ積極的に関わり、そしてそうでない人にも発達障がいへの理解というのを少しずつ、少しずつ進めてもらって、地域の子どもは地域で育てるというか、そういうような理想みたいなことになろうかと思えますけど、そういう範囲で今後も仕事というか、そういうのにあたっていただければと思います。

それで町長への質問の二つ目のところで、情報共有がどうなっているのかということのを別で聞こうかと思ったのですが、今町長のお話や担当の方のお話でもその子の特殊性というか、そういうのがきちっと小学校に伝えられ、そして小学校から中学校にもというふうなお話でしたので、そのところはそういうことがあるということで、それがどのぐらい、どんなふうにされているかというのは今の段階ではちょっと難しいのかもしれませんが、そういう流れはできているけども、なかなかうまく流れがいかないような面もちょっと耳に挟むこともありますので、それは細かなところだけを拾って話をするということではなく、やはり大事な子どもですので、きちっとそのお子さんの将来に向けての最初の一步みたいなところで情報をお持ちですと、次々にきちっとつなげていくということも大事ですし、それは何と言うか環境の変化等で大人にだんだん成長していくにつれて発達の度合いがみんなと同じようになれるという子もいますし、そうでない場合もあるらしいのですが、そういうふうに常に子どもの脳というのは発達していくということですので、その見極めは非常に難しいかと思えますけども、そういう感じでやっぱり将来に向けて行く一步のところなので、大事に扱い、そしてその情報がきちっと伝わり、子どもたちがその場で生きやすいような、そういうことを念頭に入れてもらえれば非常にありがたいと思えますので、この件に関してはまだ何かあればお話いただき、なければ教育長、学校のほうの質問に移りたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどもお話ししましたとおり、28年以降、大きく言えば四つの事業を新たに組み組みながら進めてきているところです。年々回数も増やしてきていますし、その分、それだけ1回目の答弁でもお話ししましたとおり保護者の方たちの理解も深まってきていると思います。これは療育病院の専門職の先生たちに大きく担っていただくところがありまして、ここも相当比重がかかっているところです。先生については東京からも来られているということでもありますので、相当、医師の確保の関係についても多分苦勞されているのではないかと。そういった状況の中でも津別にも専門職の方を派遣していただいて、そしてこういう事業に取り組んでいるということに、まずは美幌の療育病院のほうに感謝申し上げたいなと思っています。

このほかに美幌には「なないろ」という美幌の発達支援センターもあります。ここは就学前の子どもが行くわけですがけれども、ここは美幌、大空、津別の3町で、それぞれ負担金を出し合って運営をしているわけでありましてけれども、津別も去年でいきますと14人ここに行っておりまして。言葉の教室だとかそういうのに入ったりしまして、大体ここ4年ぐらいでは、去年が一番14人と多かったのですけれども、大体12人から13人でずっと推移してきています。町としてもここに300万ちょっとのお金を負担金として出して、津別の子もここで面倒をみていただいているということでもありますので、そういう広域的な取り組みと、町で独自に行っている部分、こういうものをミックスさせながら今後とも対応してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 今、それぞれ28年以降の取り組みを具体的に聞きました。さらに予算的にも非常に大きな数字にもなってきています。やっぱりいろいろやってきている。ここまで関わってきた何か成果というのも難しいと思いますけれども、今後とも今みたいなことを増やししながら、なかなか難しいのは一人一人が違うということで、過去に蓄積しているデータで、この子は今までのアというので全部終わるとかそんな感じじゃないらしくて、非常に専門家の人達とか、考え方が分かれるような部分もあったりするのですけれども、ちょっと余談になりますけれども、今月の初めに育成会のほうに行って発達障がいの人への理解みたいな話を聞きました。そこでも非常に難しい話と、お母さんの話を聞いたところが、一人はもう見るからに発達

障がいだったので小学校に上るときからそういう学校のほうに向けて行った。もう一人は幼児の時にちょっと言葉が遅いかなという程度だったので、普通に学校に入れたと。低学年のときは勉強もそんなに難しくないから何とか学校にも行けていたのだけれども、3年生、4年生になってきて学校の授業が少しずつ難しくなってくるとちょっと対応しきれなくなって、毎日ストレスをためて帰ってくるようになって、お母さんの判断がよかったのかどうかという悩みを当日総会にいた人の前で話していました。そんなこともあって、津別はほかの支援とかそういう先生方の手配とかが数多くされていて、よそから見ると「すごいね」と言われる場合もあるのですが、数だけ用意すれば全部がすごいわけでもないということもあり、非常に難しいこともありますので、子どもとあわせて親のほうの相談というか、そういうのも今後も応じていただければありがたいと思います。

次に、学校のほうなのですけれども、先ほどのいろいろ予見だとかいろんな検診をした結果なのかはわかりませんが、特にここ2、3年というのは割合が非常に多くなっていて、気にとめていないとそうでもなかったのですけれども、そういう育成会なんかで町の実態を聞くと、4人に1人が何らかの支援が必要という子が現在津別小学校に在籍しているという話を聞きました。その子どもたちにも先ほどの話じゃないのですけれども、一人一人に見合った療育とか、学校での教育というのはなかなか難しいと思いますけれども、現在増えている子どもたちの現場での対応というのがどんなふうになっているのか、最初にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、一つ目のご質問にお答えいたします。

平成27年度の津別小学校の特別支援学級は3障がい種3学級、在籍者数は11名でした。当時は国及び道の教員配置基準により4名の教員と町費による3名の支援員で対応しておりました。翌、平成28年度から特別支援学級のほうへの入学者が増える傾向が続き、本年度におきましては、3障がい種6学級、在籍者は38名、教員数は8名での対応となっております。学級が1増えると教員も1増えますが、教員1人当たりの児童数も増えますので、町費による支援員を増員し、現在6名の支援員を配置しております。なお、支援員の業務には通常学級内の配備を要する児童の支援も位置づけ

ておりますが、本年度は、今のところ特別支援学級での活動支援を優先していると状況を把握しております。

中学校につきましては、本年度におきましては3障がい種3学級、在籍者は6名、道費による教員数は4名、町費による支援員1名での対応となっております。令和3年度から在籍者数が増えることを想定し、早い段階からの指導支援体制を検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 今学校での実態ということをお聞きしたので、27年度、28年度、先生方の道費と町費でしている部分というふうにお聞きしまして、この数そのものが現在どうこうということも多少問題があるのかなと思いますけども、道の枠よりも町費を入れながら子どもたちの対応にあたっているというのが現状だと認識しました。この増えてきている、幼稚園の段階からいろんなことがわかってきて、育ちづらい子、そうでないかがわかってきているので、早めに先生方の数もピークのときに何名で、次の時、例えば子どもたちが卒業していってしまったから余っちゃうということがもし現実には足したり引いたりすれば、そういうこともでてくるのかなと思いますけども、やっぱりこれだけの先生方で対応し、それでも現状なかなか現津別小学校の現状は厳しい状態にあるというふうに先生方からお話も聞いています。それで、例えば支援員と津別小学校の中に特別支援学級とか学校での教員の資格というのでしょうか、そういう方がとられている方が差し支えなければどれぐらいいて、その数が何人かいらっしやると支援員に対する指導というふうに言えるかどうかはわかりませんが、やっぱり、ただそういう勉強をしてきている先生と、そうでない先生とでは、やっぱり専門的ないろんな知識が違うという話もありますので、現状はどうなっているのか。もし少ないのであれば、そういう資格をお持ちの先生方を異動のときに積極的に転入してもらえような方策を早い段階に手当をしていただきたいと思います。

それで、まず資格の問題と現状はどうなのかをお聞きします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 特別支援学級の免許状を持っている教員数につきましては、

申し訳ありませんが今手元に資料がありませんので、即答できません。

ただ、学級数が決まり教員定数が決まり教員が配置されるわけですが、その中で津別小学校におきましては当該の児童・生徒が多いということをかんがみて、議員のお話の中にもありましたように人事異動の際には特別支援の免許状を持っている教員を優先的に配置してほしいという要望を出して、そのように取り進めているところであります。本年度も大学を出てきて採用になった教員、特別支援学級の勉強をして資格を取ってきている教員を新卒の中でもあえて免許を持っている新人をあてがってもらおうということに努めております。そういった意味で特別支援学級の経験、免許状を持っている、もしくは特別支援学級を経験したことがある。そういった教員を優先的に配置してもらえそうな働きかけを今後とも続けていきたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] それぞれ人事に関しても工夫をされているというのは、その質問は一般論で、専門的な知識を持った方とそうでない方では違うというようなことも書かれているのを読んだので、実態がどうなのかなということでお聞きしました。それ以上細かな数で報告は結構ですので、次年度に向けてもそういう一般の先生ではとても大変というようなことで、先生方の同じ学校で7時間勤務だとしたら7時間であっても、そういう子にかかわる時間がその時間内であっても疲労というのは問題ですけども、やっぱり若干大きくて疲弊気味であるという話もお聞きしますので、そういうところを今後もそれに向けて人事にあたっていただければありがたいと思います。

次に二つ目の質問ですが、子どもの特性に応じた配慮や支援について、入学後の保護者への理解、相談について担任や特別支援コーディネーターの教員が窓口になっているということもお聞きしていますけども、まず学校での子どもたちとか、あるいは親等の相談。常に相談窓口が開放されているという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、教育相談員とか、今教員専門員で配置された先生が違うかなと思いますけども、そういうようなところ、あるいは担任外で常にそういうことに対する親の不安とかそういうものに対応できるコーディネーターというか先生が配置されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） まず二つ目のご質問の前に、教員の実態ですけれども、免許状は持っていないなくてもそれぞれ一生懸命研修をして情熱と愛情をもって子どもたちの指導にあたってくれておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

二つ目のご質問についてお答えいたします。

個の特性に応じた配慮や支援について、入学後の保護者への理解や相談につきましても、担任や特別支援コーディネーターの教諭が窓口になります。保護者の相談内容を校長、教頭、養護教諭、担任、特別支援コーディネーター、その他指導支援を担う教職員で校内委員会を開催し、必要に応じて、保健福祉課保健師や生涯学習課担当職員も参加しながら対応策等を検討し、個の特性に配慮した支援を着実に進めることとなっております。

教育委員会といたしましては、学校や保護者の相談先として、就学前からの保健福祉課保健師や美幌療育病院、就学後は北海道特別支援センターや北見児童相談所の巡回教育相談、北見支援学校のパートナーティーチャー、オホーツク教育局特別支援教育スーパーバイザーといった外部機関と連携し、相談先の充実に努めているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 今生徒に対する相談窓口等についてお話がありまして、よそというか津別町内だけでは賄いきれず、他の専門機関等にも定期的なのかどうかわかりませんが、順次子どもの相談にはのれる体制を整えているということで理解をしたいと思います。

最後の質問なんですけども、障害者差別支援法が施行され、障がいのある子どもも地域の学校で学ぶための道義的な配慮が求められていると言われておりますが、現状は、津別は古く言うところとちょっと何年は忘れましたが、当初はずっと分離しているということで特学に行く子どもは登校したら特別支援学級というところからずっと放課後までいたということで、今はなるべくそういうふうにならない一般教室でもということで、今津別町では教科によって特別支援学級であったり、それから一般学級に戻ったりいろいろしているということなのですが、そのことと合理的というのはなか

なか言葉の意味はわかりますけども非常に難しく、両方に行っている子どもたちも毎日の生活というか、それはどんな形でされているのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは三つ目のご質問にお答えいたします。

平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いの禁止と障がいがある人の合理的配慮の提供が明示されております。合理的配慮は、障がいがある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものであり、重すぎる負担があるときでも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るように努めることが大切であると認識しております。

本町の小中学校の教育は、障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに学ぶインクルシブ教育の理念が重要と考えて推進しておりますので、学校も教育委員会も、児童・生徒や保護者のニーズに応じて、可能なことは速やかに合理的配慮を検討し、負担が重く難しいことは可能なことを提案し、話し合い、ご理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 実際の現場では分離教育というか、そういう時代から今日できるだけ差別はしない、みんな一緒にみたいな形になってきている中で、特に（聴取不能）というのは時々違うクラスという言い方がどうかですけども、行く、そして戻るといふときに相当子どももストレスになるような場面もありますので、あまりみんなが一緒に一つのところで教育をされ、進んでいくということがないときには、やはり子どもに対する配慮というか、それは人ですので、子ども同士だと結構子どもが聞いていても大丈夫かなというようなことを平気で言ったりする場面もありますので、それを全部学校現場の先生にお願いすることは非常に難しいかなと思いますけども、やっぱり制度がいろいろ変わってきて、肢体不自由とか普通学級に通えない子は別ですけども、そうでない子どもたちは、これからはどんどん普通学級で学んでいくということになると思いますので、そういう心構えというか、親もそうで

すし、子どももそういう心構えをもたないと、なかなかちょっとしたことで生きづらくなるということがあるのかなと思いますので、質問も抽象的になっているかなと思いますけども、できるだけ子どもにも理解をしてもらい、(聴取不能)も言っていますけども親にも理解をしてもらって、なかなか見えない、自閉症なんかは。一方では学力なんかは非常に高いけども、心が育っていないためにみんなとうまく過ごせないという子が現に学校にもいるのではないかと思いますけども、そういうところは行政機関が全部するというわけではないのかもしれませんが、なかなかそういう制度がかわって生き方、過ごし方が変わってくるときには、大人のそういう責任で子どもたちに生きづらさみたいなことにならないようなことを考えながら学校の授業が進んでいけばいいかなと思います。

いろいろ聞きましたけども、現状は何らかの支援が必要な子どもが多いというのが現実で、学校現場が疲弊しているような状況にもあるということなので、来年度に向けては適正な、どんどん配置基準も超えていますので、さらに町がということになるかと思えますけども、十分そういうところを手厚くし、子どもたちの学校の1日が楽しく過ごせるような工夫をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 教育長。

○教育長(宮管 玲君) これまで教育委員会といたしましても特別支援教室の整備ですとか、教材、教具の配備、学習支援員の増員と学校を支援してまいりましたけれども、今後とも子どもたちの学校生活がより充実するように支援員の配置等の検討も含めて学校現場の人的・物的環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) [登壇] やはり子どもたちが伸び伸びと過ごしていくために必要な教育予算は、どんどんということではないですけども、未来のある子どもたちに投資するのは、いつか何らかの形で町にとってもいいことではないかと思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 48 分

再開 午後 2 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君）〔登壇〕議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告の質問をさせていただきます。

1 点目、バス無料乗車券交付事業の向上についてであります。バス無料乗車券交付事業は、昭和 60 年 4 月より、高齢者及び身体障がい者の通院、用事の足を確保するため開始され、対象者範囲の拡大や町内利用を新設するなど変更を行い、平成 24 年、町営バス廃止に伴い使用範囲等の変更が行われ現在に至っています。

そこで、利用の現状と事業の向上についてお伺いいたします。

1 番目、昨年度の対象者と交付数、利用状況についてはどのようなであったのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（千葉 誠君） 昨年度のバス無料乗車券の対象者、交付数、利用状況についてお答えいたします。高齢者、身体障がい者につきましては、対象者が 1,772 人、交付数が 950 人で、交付率は 53.6%。精神障がい者につきましては、対象者が 30 名、交付数が 8 名で交付率は 26.7%。知的障がい者につきましては、交付対象者が 81 人、交付数は 25 人で交付率は 30.9%となっております。全体で対象者が 1,883 名、交付数が 983 人で交付率は 52.2%となっております。

利用状況につきましては、交付枚数が 1 人当たり 36 枚で換算をしておりますが、3 万 5,388 枚で、利用枚数は 1 万 447 枚となっており、利用率は 29.6%となっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 今のお答えによりますと、対象者の中で受け取った方は昨年度は約52%、その中で利用された枚数は、発行枚数の30%ほどであったということであります。

それでは次に2番目でございます。交付事業の役割についてです。

昭和60年に高齢者や身体障がい者の通院や足の確保として始まったバス利用乗車券の交付事業ですが、現在までに34年が経過しまして、現在の役割についてはどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 交付事業の現在の役割についてお答えしたいと思います。

経過につきましては、議員のほうからのお話がありましたので省略させていただきます。この事業の目的は、当初から通院等が必要な地域住民の足の確保でありまして、津別町内での移動と生活圏であります美幌町と北見市への移動を使用範囲としておりまして、その考えについては現在も変わっておりません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 今お答えありましたように、通院等、足の確保ということがありまして、生活圏である美幌、北見ということでありました。この生活圏という部分についての文言についての定義などは、隣町ということによろしいのか、生活圏という意味をわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 明確なものはありませんけれども、通常皆さんが移動している所というのは、北見と美幌というのが圧倒的で、その後の例えば地方創生のアンケートとか、いろんなところを見ても人の動きというものが出ています。それを見てもこの美幌、北見が圧倒的多数を占めておりますので、このところで何らかの生活にかかわる病院であったり買い物であったり、そういうことが圏域の中で行われているというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　はっきりした定義が難しい部分の言葉でもありませんし、先ほど来、町長の中に、先ほどの質問の中にも医療機関、今後そういう問題が津別病院も含めてあるという、住民のそういう課題もこれから津別町の中ではやっぱり大事な部分ではないかなと思います。

医療、福祉、生活の足ということでございます。例えば医療に限ったことで言いますと、現在津別病院、私もかかりつけでありますけども、受診している受診科にもよりますし、また津別病院の受診で対応できないレベルの問題については、当然美幌、北見の診療にかかっている方が多くございます。またそういう中でも私の知る限り幾人かの方もやはり北見の病院だけでは処置できずに、やはりその次となれば旭川、札幌という場合もありますが、そういう部分の病院、医療という部分も当然先ほどの中にあつた地域住民の中の医療という課題の中には、全員が行ってくださいという意味じゃなくて、通わなきゃいけない、通わざるを得ない、という方も当然出てくるのではないかなと。生活という部分の生活圈という部分でいえば、当然今のところ言い方は正しいかどうかわかりませんが、使い道が自由な部分もございますので、そういう目的の中に医療という部分が今後かかわってくる中で、この津別の地域性、そういう部分から、こういう部分が対象にならないのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　拡大すればどんどん広がって行って、例えば札幌で病院がダメであれば、今度は東京に行くんですかみたいな話にもなってきます。そうではなくて、やはり生活圈で、この津別で生活をしていて、そして津別で足りないものを求めていくというところが、その個人にとって足りないものというのがさまざまあって、それがほんのちょっとのものでも関係する圏域を伸ばしてみられるんじゃないかと、そういう見方もあると思いますけれども、圧倒的には、やはり美幌、津別での動きというのが。ですから合併問題が一時出たときも、その圏域の中でのお話が中心だったかと思います。ですからこの生活圈というのは、美幌、北見、こういったところが中心になってくると考えておりますので、それ以上の見識というか見解はもっておりません。

○議長（鹿中順一君）　6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　三つ目の質問に移りたいと思います。

津別に見合った公共交通の取り組み、今盛んに行われておりますが、地域公共交通アドバイザーの為国氏ですが「既存のバス路線の利用と活用が重要な問題である」というふうに言われています。津別町で停車し、横断、通過する都市間バス、サンライズ旭川・釧路号ですが、その部分を使用範囲に加え、この交付事業の向上を図るといふ部分は考えられないのか。公共交通の絡みもごさいますので、その辺を絡めてお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　公共交通の部分については、また昨年考え方が示されてきて、今これから具体的に実験を始めたりとかいろいろするのですけれども、このサンライズ号と特急釧路号、これも確かに津別と結んでいる部分というのはごさいます。しかし、一応昨年出た考察書、ダイジェスト版ですけれども、そこで想定しているのは、開成線と美津線、これを想定しているところであります。議論の中では担当課と、それから為国さん個人とのやり取りの中では、今お話があった二つの部分というのも話の中では出たというようなことは聞いておりますけれども、この考察書の中では具体的に、この2本についての取り扱いは出されておられません。そうした中ではありますけれども、北見バスと阿寒バスが今北見・釧路間を運行する特急釧路号、これにつきましては、北見市はバス無料乗車券交付事業において、先ほどもお話ししましたとおり生活圏としている市でありますことから、ここに行く手段として、この特急釧路号を対象とすることは目的に合致しているのではないかと思います。

したがって、これは予約制でありますので、2社の同意が得られるかどうか、今後打診してみたいと思います。

それからもう一つの阿寒バスと道北バスが運行しております旭川・釧路間、ここを運行しておりますサンライズ旭川・釧路号につきましては、先の生活圏内での乗車そのものができませんので、対象外と考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君）　6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　先ほど来、制度が34年経過しているということで、

現在までも交付事業の変更がありまして、平成2年には町内利用券を新設しまして、津別町の医療機関にかかる部分の負担軽減を図りましたと。平成15年、23年には、身体障がい者を中心に、市街地域と社会参加の促進も考えまして目的に範囲を拡大しております。平成24年には、一番大きいところで町営バスの廃止に伴いまして、対象範囲の変更と町内利用券の対象地域の変更も行っております。今までも社会情勢やバスの廃止などという大きな事業も絡めまして対象者を広げたり新設して、新しい考えをもってこの制度を運用されてきていると思いますが、先ほど来、重なりますが、医療機関等でもかかる場合もございますし、またアドバイザーの中からもやはり既存の路線、今津別にある既存の路線を大事にしていかなきゃいけないという部分が課題としてあげられておりますので、その部分も考えて、今後検討に値するかどうかという部分をお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 無料乗車券の行き先の拡大ということでよろしいですか。

○6番（渡邊直樹君） そうです。

○町長（佐藤多一君） その部分につきましては、過去に変更等々をずっと行っているわけですがけれども、それはあくまでも美幌や北見というところを想定した中で、の利便性を確保していくということで変更してきました。そこから先の例えば札幌に行ったり旭川に行ったりという部分については、この制度ではなくて別な制度を設けておりますので、そこに補助制度を設けて、病院に通っていく部分がそうですけれども、それを活用していただいて、今進めておりますので、そのようなことになるかなと思います。

これをまたどんどん拡大していきますと、議員もご承知のとおり、昨日の新聞にも載ってございましたけれどもJRに対する支援も今各町村で沿線自治体だけではなくて、そこがなくなると非常に困った問題が発生してくるということで、支援をそれぞれ維持困難路線という8線区のところが今しっかりと支えていこうということで、利用を拡大する上での支えをしていこうということでやっているところで、そういった中で、ずっと拡大を一方でバスでやっていくということはちょっとなかなかできにくい状態かなと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 町長から先にJRの問題を出されましたので、ちょっと私的には言うのは後だと思っていたのですが、ここで話をしたいと思います。公共交通の取り組みから考えまして、既存路線の確保というのは重要な観点であろうというのは間違いのない問題であると思います。先の委員会でも町長から今お話があったJRの維持向上のため、近隣町としての協力という部分が提案されました。私も大変必要なことだと感じております。であるならば、津別町を現に通過している路線、民間事業者ですから、その必要性はどのように考えているのか、釧路、旭川という行き先の目的の問題もありますが、津別というこの両市の間地点に位置しまして、どちらにもアクセスしやすい路線という環境、比較的私も今回のことに限らず地域公共交通の話などで、やはりちょっと見落とされがちな路線だと思うのです。私も為国さんにちょっとそういう話をお聞きしたときに、何度か私の周りでも利用した方はいたのですが、やっぱりちょっと抜けている。津別の町を完全に横断してしまして、先ほど来、町長は生活圏というお話をされますが、やっぱり目的という意味が今のところ北見、美幌に行く部分には指定がないという部分で考えますと、この津別町という部分では大きな魅力になるのではないかなと。私は、JRは確かにバス運用が盛んになれば、JRに大きな負担を掛けるというのは事実で間違えない問題ですが、それは間違えなく今の社会情勢が車社会となっている部分もございませう。本当にJRという部分であれば、いろいろこれから法的な部分も含めて、私たちのいろんな活動も、じゃあJRを大いに利用しますか、という問題も出てくるので、それはケースバイケースでいろんな問題があると思うので、お金だけの補助ということだけじゃなくて、今、都市間バスの話になっていますが、現に、確かに釧路、旭川ということを考えれば、津別は間違えなく通る路線なのかもしれませんが、全体的な路線の運営ということを考えれば当然利用客がいなくなれば、その路線自体が廃線になる。国鉄の釧網線と同じような感覚になるのではないかなと思うのですが、その部分も考えて町長はどういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申しましたとおり、ここまで拡大した考え方はもって

おりません。今ご質問の内容は、私どもがずっとやっておりますバス無料乗車券交付の事業、これの問題だと思っております。そうすると、これを無料で交付する考え方というのは、美幌、北見という、そういう私どもに身近な生活圈、そこの所を行き来する部分、津別にない部分をフォローというか、カバーする上で、この範囲においては無料の乗車券を渡して、一定の枚数を配って利用していただくというのが趣旨でありますので、その先々のことというのは考えていないという状況です。

ですから、その中にあっても二つの都市間バスの中で、一つだけ北見と津別を結んでおりますので、そこの部分の域はこの会社のほうが可能ですというのであれば、それを加えることは全然問題ないのではないかなど、そういう考えです。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 先ほどの町長の話の中に財政的な視点があったのではないかなと思います。なんでも認めていけばどんどん事業が財政負担が大きくなると。先ほど初めに利用状況をお聞きしたのは、まさにそのことでありまして、現状、対象者の50%が受け取った中で、利用している方は30%です。今後その数字が今の制度のまま例えば対象者の受け取りが60%になったり、その中の利用率が40%になったりという、利用されていくというふうになった場合、この制度そのものを見直す環境にあるのかということ。また、私的には先ほど町長がおっしゃいました、起業等の振興策もいろんなことがあって1次産業、2次産業、3次産業、時代に合わせて今6次産業というものまで、当初はなかったものも出てきました。そういうものが一つの制度の中で受け入れられるようになると、そういう中で私としては、この事業をスタートした理念は大事にしながら、その中で今の新しい部分を交付として、この枠組みの中でできる要素が今の利用率を見た中で十分にあるのではないかなと思う部分であります。例えば、報告にありました29年度の利用率。枚数等は省きますが、計算しますと利用した1枚の平均金額は780円ということであります。一般的に北見、美幌の目的ですので、北見行きが980円、美幌行きが680円ということで考えれば、おおむね少し北見行きが多い計算なので、1枚がこの値段になったというふうに。私個人とすれば、この今の約1,000円の金額を基準にして、同じ金額だけ遠くの町に行ってくださいということじゃなくて、この金額を基準にして旭川や釧路の医療やもろもろ、こ

れから高齢になって免許を離す形になっていく中で、この制度が運用できないのかなという、その可能性をちょっと考えながら町長とこういうお話しをしたいなと思ったわけでございます。

その部分について町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申し上げているとおり、お話ししました生活圏内での事業を今後もとって進めていきたいという考え方であります。

利用率が低い、あるいは受け取る方が少ないというのは、いらないよという人もいるということです。52%が受け取っている方がそれだけということです。高齢者の方、70歳以上、身体障がい者ということでもありますけど、その部分だけでも受け取るというのは53.6%ということ。それにまた使っている人方が非常に少ないというのがあります。とりあえずもらっておくよという人も中にはいますし、まちづくり懇談会でもよく出てくるのですけれども、例えば上手な使い方もししています。ついこの間、毎年1年に1度は来るのですけれども、私鉄総連の北見バスの労働組合の支部がいろんな要請に来ます。その中で、今年は初めてパークアンドライドをぜひ検討していただきたいというお話もあったのですけれども、それは自分の車を使ってバス停の所まで行って、車を置いて、そしてバスを利用していただくという内容なのですけれども、これはもう既に津別では懇談会の中で自分のほうというか該当される方から、「町長、そういうのはもうやっているんだ」というお話を承っております。70歳以上の方が自分の車で豊永のバス車庫の所に来て、あそこはどこでも車を置けるスペースがありますから、そこに置いて、そして無料乗車券でバスに乗って北見に行って買い物をして帰ってくると。そういう使い方、まさにパークアンドライドをそのまま実践されている方も、恐らくまだたくさんいるのではないかなと思います。そういう上手な使い方をされている方もいますので、制度としてこういうものをもって、今後も持ち続けることは必要かなと思います。

問題は、やはりその枚数で足りない人。病院通い等、北見の日赤に行くだとか、そのところをどう支援していくのかということがこの中では考えていかななくてはならない課題なのかなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 利用率は、数字はうそをつかないなんて言いますが、利用率ということですので、間違えなく必要な方、使った方という数字がはっきりするわけです。

今町長がお話になったように、もらっても使わない。とりあえずもらう人。またもらわないからもらわないという人。この後の私の質問にもかかわってくるのですが、それは別としまして、今この制度70歳以上ということで、自動車の運転世代にもいろいろな世代があるのではないかなと思います。

地域公共交通の部分で今、「クルマときどきバス運動」というものを仮称ですが始めようとしているような展開をお聞きしました。自動車を今利用している世代の中にも、これは年齢だけじゃなくて、年齢にかかわらず若くてもという部分はあると思いますが、時々バスを利用してもらおうという運動であります。今バスを必要としていない方のニーズをそういうふうに担当の説明でありましたが、その世代、70代、そういう対象世代がまさにそこにあたるのではないかなと。個人差はありますが、年齢を重ねると遠くへの運転は控えるようになります。そういう部分で私がこの制度が変わっていかなくちゃいけないというか、変わってほしいなと思うのは、今高齢化で免許を持ったまま乗っている方もいますが、こういう目的範囲が広がれば、今近くは車を乗っていますが、遠くへはこういうものを利用したいという、そういう動きも出てくるのではないかなと思います。

町長がそれは意図があるので違うかもしれませんが、町長の取り組む柱の中に、交通の利便性の問題と、あと満足度という部分が出てきておりました。委員会でも担当の公共交通の取り組みについては、既存のダイヤの改正などもあり、なかなか難しい状況にあると思います。その部分の中で、満70歳以上。町民だれにでもという部分ではなくて、障がい者の方もいらっしゃいますが、その方々に与えられる支援でございますので、だれにでも70歳以上という条件で渡る制度でございますので、公共交通の取り組みもすごく難しいと思いますけども、町長が掲げる住民満足度という部分を高める一つのことにつながるのではないかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 回答的には同じになるのですが、無料バス券の関係については、今までお話ししたとおりであります。それ以外の例えば70歳以下の人たちだとか、免許を持たない方もいます。そういう方たちに対しては、これは考察書の中にもありますけれども、お互いの役割と責任、協力のもとで事業を展開していこうということで、行政から与えられるサービスから、町民みずからが協働してつくり上げるサービスへと考え方を変えていきたいと思いますという提案もされているところです。それをベースにして、これから津別町の地域公共交通路線、こんなふうに今でもやってきたわけでありまして、スクールバスの混乗方式だとか、さまざまなことを展開してきていますので、さらに利便性を上げていくための取り組みが始まっているところですので、その中で解決されていくものではないかと思えます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] それでは二つ目の質問に移りたいと思えます。

運転免許自主返納支援についてであります。

昨今、高齢者による重大な交通事故が増える傾向にあり、被害者ばかりでなく加害者としてつらい思いをする場合も多くなってきました。車を運転できることは、田舎暮らしに大変便利で手放しがたいものですが、そこで運転免許を自主返納された方への支援を検討できないでしょうか。

お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 運転免許の自主返納に関する支援の関係でありますけれども、この件につきましては、平成29年6月の定例議会で小林議員さんからも同様の質問を受けたところであります。

運転免許証を返納された方への支援策につきましては、平成28年度より津別町交通安全協会が、運転免許証の自主返納に際しまして「運転経歴証明書」の交付を希望する方には、申請手数料として1,100円全額を助成しているところです。実績といたしましては、平成28年度が9名、平成29年度が7名、平成30年度が4名というふうになっております。

運転免許証を自主返納された方の新たな支援については、その後行っておりませんが、これは期限を切ったバスやタクシーの乗車助成、こういったものなど一時的な支援では根本的な解決にはならないと考えるからでありまして、また、そもそも免許をもっていない方との関連もあり、免許の有無にかかわらず、この町に住んでいる方に対し、一定の足の確保を行うことが重要であると考えているところです。

現在、昨年度に提出されました「津別町地域公共交通に関する考察書」に基づき、今年度から具体的な取り組みが行われることとなっておりますので、この中で、問題のより細かな対応が図られるよう進めてまいる考えであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 津別町の免許返納の場合は、美幌警察署で行われていると思いますが、その際、警察署の窓口で津別町役場で返納の支援があるかないか確認してくださいというようなことも言われたというふうにお聞きしています。もちろん、それぞれ町で独自に制度がありまして、いろいろあると思いますが、それが原則であると思いますが、津別町も美幌警察署という意味で言えば、津別町もカバーし所管する警察署であります。それを取り持つ両町でありますので、津別町も、美幌町も交通安全対策として考えられた制度であります。この交通安全対策という部分の観点から進めることはできないかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 美幌町と津別町は同じ美幌警察署管内に入っているわけですが、オホーツク管内全部を見ても、それほど大きな対応をとっているところは見かけられません。どこも大抵の場合やっているのが、申請手数料 1,100 円の助成。これについてはあちこちでやっているのを見かけるわけではありますが、美幌町は美幌町の考えで前土谷町長のときに始まったわけですが、確か2万円を1年間ということですので、それも美幌町の考え方で進めておりますけれども、津別としては同じようなことをまたやったとしても、その後どうするんですかということに必ずなってくると思います。

であれば、免許をもたない方の状態も含めて返納された方は今度同じ立場になりま

すので、それに対して町として少し上手な交通機関の動かし方というのを検討していくべきかなということで、それが今始まったと思っています。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 答弁にもありましたように持っている人、持っていない人。返した人、返さない人という部分があります。私自身は「特別、返納したから、私免許持っていないからそういうことっておかしいよね」というお話は直接聞いたわけではございませんが、全道には自治体として管内にはあまり少ないという話でしたが、当然全道としても少ないわけですが、自治体として運転免許返納に対する支援をしている自治体は確かにあります。おおむねタクシーチケットや回数券やコミュニティバスの利用券などという部分で、町長が言うように一時的なもの、恒久的なものじゃなくて、制度というよりは免許を手放した直後、手放した後のその不自由さ。持っていなかった方が行ってきた生活じゃなく、持っていた方がその一時今まで以上に不自由になるという、その部分を考えた気持ちのあたたかな制度ではないかなと。不公平、不平等というよりは、あたたかな気持ちで行っている制度ではないかなと。美幌町はおおむね毎年100人ほどの返納があるようですが、津別町は当然町の規模も考えましてそのような規模ではございません。1回限りでとか、不公平だということではなくて、温かな気持ちで今後頑張ってくださいという思いでこういう支援制度はできないかなと私は思うのですが、町長はどうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これはほかの町村の例も見ても、多くは民間の力も借りてやっている。行政ばかりが対応をするというのではなくて、全国の高齢者のドライバーの支援のところを見ても、そういうものが圧倒的に多くなっています。

この運転経歴免許証、これは身分証明の役目も果たすわけなのですが、今の免許証と同じような形になっておりますけども、写真がついて。それを提示すると、例えばイオンの買い物をしたときに1割引になるだとか、あるいはタクシーに乗った時に、それに加盟しているタクシーの会社では料金の1割を支援しますというようなことだとか、そういった類のものがたくさんあります。ですから例えば、それを免許証を使って議員がおっしゃるように、今まで持っていたものをなくすわけですから、

大変だねということで、例えば地元のどこかに買い物に行ったときに、5%割引になるだとか、10%割引になるだとかそういったことも。あるいは渡邊さんの床屋に行くと1割減になるだとか。そういったことも地元の商工会とも協議しながらやっていくということは可能なのかなと思います。

町として例えばお隣のように2万円を一時的に交付するだとか、その分を対応しますということは今の段階で私のほうでは考えておりません。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 この返納に関しては先ほど町長からもありましたように、2年ほど前に小林議員からもありまして、やはり公共交通の整備が一番だというのは認識しているのですが、なかなか即解決という問題ではないわけでございます。例えば津別町では、新生児の誕生祝品や長寿記念支援事業などのように人生の節目として、私は思っているのはそうなんです、人生の節目としてお祝いという形とか、そういう形で行っている事業も続けてらっしゃる事業がございます。そういう部分で私が求めるのは、あまり大きいことではないですが、そういう部分でご苦労さまでしたという形で、そういう制度が始められれば良いなと思っておりますので、その部分を考慮いただいたということで、伝えたということで、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

3番目です。公共施設の活用についての質問でございます。

津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画で、拠点施設に図書館が計画されています。平成29年に策定した、津別町公共施設等総合管理計画では、町の公共施設の現状や課題を整理し、将来を見据えたあり方について、計画的なまちづくりを目指しています。

そこで、町の公共施設の活用についてお伺い致します。

3月の定例会で、図書館整備計画について図書室の現状や課題、新しい図書館の役割について教育長に質問させていただきました。その中で、旧庁舎を再利用して図書館とした自治体の例を提示しまして話をさせていただきました。意図としては耐震化や長寿命化の観点、また司書の配置などについても町の図書館として通年開館できる、そういう観点からも多くのメリットがあるのではないかというふうな趣旨で説明させ

ていただいたのですが、私の力量と言いますか、質問の趣旨が十分に伝えられずに、教育長の答弁としては、町の図書館と学校図書を切り離した形でのお答えだったわけでございます。

そこで、今回は町長にお聞きしたいと思います。将来の人口動向、財政状況も踏まえまして、津別小学校の昭和49年築校舎部分を町の図書館として改修し、新たな役割を持たせる検討はできないかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 公共施設の活用に関連して、小学校の改修に伴う図書館についてお話をさせていただきます。この複合庁舎建設等まちなか再生基本計画につきましては、多くの町民の方々からご意見をいただき、平成30年7月に成案を得て、現在計画にのっとり事業を進めているところであります。図書館の整備につきましても、計画で定めたコミュニティゾーンの拠点施設の一つであり、その必要性は「社会教育中期計画」の中においても平成2年以降ずっと書き込まれてきたところであります。

議員におかれましても図書館の必要性につきましても受け止められているものと思いますが、建設にあたっては「津別町公共施設等総合管理計画」に関連させ、既存の公共施設の活用を考えるべきではとのご意見だと思います。

この総合管理計画につきましては、今後30年間（正確には28年間）になりますけれども、津別町の人口は約4割減少するとされていますことから、資産更新費用の削減を図る観点から、公共施設全体の延べ面積を4割削減することを目標としています。そうしたことから、今後長寿命化する小学校校舎の一部を図書館として改修活用してはとのご意見は理解できるころではありますけれども、他の計画において既に決定された方針に、差しさわることはないよう進めていくことが大前提であると思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] いろいろ立場によってもあるかと思いますが、まちなか再生計画の中で図書館の役割、今ありましたように、その必要性という部分は理解しているつもりですが、コミュニティの場としての理解はできるころなのですが、津別町公共施設等総合管理計画から、公共施設として図書館を見たときに今後予想される人口減少に加え、税収の減少が予想されています。

その中で緊急性があるとして、現在進められている複合庁舎と消防庁舎の整備が現在進められているわけでございます。まちなか再生計画での中心市街地、半径 500 メートルという設定からみましても、公共施設としての取捨選択の必要があるのではないかなと私は思うわけなのですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず、これが公共施設等総合管理計画、皆さんもお持ちかと思えます。これは平成 29 年 3 月にでき上がっています。そしてその翌年、平成 30 年の 4 月に津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画ということで、この総合管理計画の後に、これを承知した上でこれがつくられているわけです。その中で図書館の必要性に触れられているところです。それは全部読むといろいろありますけれども、津別町には、昭和 33 年に旧役場庁舎を改築した津別町旧役場庁舎を改築した津別公民館の附属図書館として設置された後、昭和 44 年に青少年会館、そこの落成を機に老朽化した公民館からの移転を経て、昭和 57 年 9 月に津別町中央公民館内に設置され、今日に至っているということです。そして生涯学習の場として、これまで町民に親しまれてきましたと。しかし、施設の老朽化や蔵書の増加によるスペースの不足、それと近年の公共図書館に求められる機能の変化といったさまざまな課題に直面しています。

町民アンケートやこれまでのワークショップからも、まちなかへの図書館の設置を求める声が少なくありません。こうしたことから生涯学習施設、情報発信の場としてだれもが気軽に利用できる開かれたコミュニティ拠点として、図書館を新たに整備することとしますということで、この計画が議論されて、そしてパブリックコメントも経て成案になってこの冊子があるわけです。

これに基づいて今進められていることでありますので、これをまたゾーニングも含めてコミュニティゾーンというのがあって、そこに建設しようということで進められていますので、今この時点で変更するとなると、それではこれは何だったんだということになってくると思えます。

そういうこともありますので、町としては再生基本計画、これに基づいて今進めているところであります。中身はこれから今議会等々で検討委員会で、そこでもいろいろ議論されてくると思いますが、建てるということについてはゾーンの中に新

築をしていくということになっておりますので、その方向で進めてまいる考えであります。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） いろいろな方たちがかかわった中で計画ができ上って、それを粛々と進めていくというような話もあろうかと思いますが、やはり私はその総合管理計画の中を読みますと、やはり将来を見据えた公共施設の総量などという観点もございまして、私はどちらかという先ほど町長の答弁にもありましたように、図書館という部分のその部分をなしと言っているわけではなくて、やはりこの公共施設の活用という中で、その絶対に無理なのかというそういう部分の思いがあります。

なぜかと言うと、私もやはり今の小学校を出まして、以前の49年築以前の校舎も私は利用している、3時代をあの小学校を利用している人間であります。教室の配置も理解していますし、現在の状況も先日教頭先生と確認させていただきました。いろいろな諸問題があり、解決すべき課題はもちろん十分あると思いますが、その部分でどちらかという小学校の49年築部分の校舎の活用がはっきり見えない中では、なかなか難しい問題もあるのかなと思います。

津別町には、4月に木材工芸館を新たな役割を変えましてキノスというふう生まれ変わり、新たな施設が完成しました。その部分で49年築校舎部分を新たな役割を与えたいと思う私の気持ちがこの今の事業でいうところの図書館という部分になるわけですが、その部分は今49年築の部分の活用について、どのような議論があるのかお聞きしたいと思います。

今使われている状況、私も現状を見せていただきましたけど、十二分に利用していると私は到底思えないのですが、あそこの部分の耐震化を図りまして、長寿命化されていくと思うのですが、今のままでいくのか、それとも大規模な何か改修を行うのか、その考えがあればお聞きしたいと思います。

校舎の部分です。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 現在の校舎の活用の1階部分ですけれども、普通教室として使用。それから特別支援学級教室として使用。資料室として使用。もう一つは保健

福祉課のほうがミズナラ倶楽部で使用と。四つの教室を1階部分で使っております。一番突き当りの部屋につきましては、倉庫的な扱いとして活用しております。今後の活用についてですけれども、先ほどの篠原議員の質問と関連しますけれども、今後やはり特別支援学級の教室増ということで、2階部分を改築して環境を整えてきましたけれども、まだまだ個別学習の教室等が必要になってくることが想定されます。また、今後の学習の形態として習熟度別の学習ですとか、形態が変わってきて、個別の教室が必要となってきますので、49年築校舎部分につきましては学校の新たな教室環境整備ということを想定しております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 最後になりますが、私も見せていただいた現状、私の母校ですので目をつぶっても歩ける校舎ですが、見せていただきました。今いろんな子どもたちがいまして、空き教室を有効に活用しているという言葉はわかるのですが、物置みたいな形でいろんなものを置いている中をセパレートして、小分けにして、机、テーブルを置いているみたいな、そういう形でございます。私はどちらかというと、図書館がテーマとしてあがってくるのですが、やはり今これから進むというところで、複合庁舎、消防庁舎という部分はもう大きく動いている部分でございますし、やはりこれから動かなきゃいけないという部分は、やっぱり十分に議論しつくさなければならないのではないかなと。その公共施設管理計画の中から見ましてもそう思います。

今後、更新を検討しなきゃいけないものの中に、間違えなく44年建築の児童館がございます。もちろん長寿命化させて利用させていくのですが、一方、学校の空き教室という意味で言うと、今使っていますという言われ方をするので、その部分は訂正にあたるかもしれませんが、その49年築校舎の活用を十分に考えなければ、公共施設としてその部分は重要な課題ではないかなと思います。

逼迫する財政状況や将来にわたっての取捨選択など、適正な公共施設の総量を十分に検討するというふうに公共施設管理計画では書かれておりますので、その部分を十分に検討しつくしていただいて、計画を立てていただきたいと思います。

町長から一言あればお受けして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そうであれば、むしろ質問のご趣旨としては、これから長寿命化する学校の有効活用についてとか、そういうお話になってくるかと思うのですが、これは図書館の位置をこっちにまた戻そうということですから、それが主体になれば先ほどのまちなか再生基本計画の変更についてというふうなご質問の内容になってくるかなと思います。

それは、もしそうであれば、それではここまで時間をかけてずっと町民の方たちともゾーニングも含めて何度も何度もやってきたものを、そして概要版もすべて町民の方に一人一人に配っている中で、なぜ変更しなければいけないかと、また大きなところに立ち戻っていかざるを得ないです。そうすると、すごく大きな問題になりますし、いったん計画として定まったことが、どれについても1回決まったけれども、もう1回根底から見直していこうというような話になると、いろんなものがなかなかもう決められなくなってくる状況になるのかなと、ちょっと感想として思っております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ちょっといろんな部分で、公共施設という部分であれば町長でしょうし、教育部門であれば教育長であったと私も思います。

先に話も私はしましたが、3月の時点で私は教育長に図書館建設という部分の図書館のあり方について質問をさせていただきました。その中で町長が最後に手を挙げられて、今までの計画がある中で、じゃあ図書館をどこに持って行けばいいんですかと。職員の配置も含めて考えなきゃいけないんですよという問題があったので、私としては図書館をなしとっているわけではなくて、やはり町長のこの答弁にありましたように、図書館は建設するとしてもいろいろな可能性があったという、そういう今までのいきさつをお聞きしたかったと。そういう中で、公共施設の活用という中で、やっぱりゾーニングの中であたる部分は学校だったと。あまり今利用されていない部分が多い49年築の校舎を何とかそこをそういう形でできなかったのかという思いがありましたので、質問させていただきました。

十分いろんな形で重複させていただきまして、どうも申し訳ありませんでした。

以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 54分

再開 午後 3時 5分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、先に通告してある件につきまして質問をさせていただきます。

最初に、学校のいじめ対策についてでありますけども、今年、年明けて年度前はいじめの問題について少し減ったのかなとそんなふうにしたのですけども、年度がかわってからは結構いじめの問題があつて、貴重な命を亡くす子どももいます。いじめについては、津別町ではいじめがあつたのか、なかつたのかはわかりませんが、早く見つけて対処することが一番大事だと思うのですけども、これらについて今どのように対処するようになっているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 乃村君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、一つ目のご質問にお答えいたします。「いじめ防止対策推進法」には、いじめの定義について、他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定められております。この定義により、日常の学校生活において当然に発生するけんかや意地悪、乱暴な言動等に潜む小さいいじめの兆候に対しても適切な対応が必要となります。

したがいまして、いじめはどこの学校でも、どの子どもにも起こり得るという前提で、各学校で作成する「いじめ防止基本方針」に従って、ふざけ合いであっても初期段階から背景にある事情を把握し、被害性に着目していじめにあたるか否かの判断をし、速やかに対処するよう努めております。

教職員の日常の観察や声かけ、本人や保護者等からの訴え、教育相談やいじめアンケート、備品や掲示物等へのいたずら等から、いじめの実態が明らかになれば、被害児童の安全を守りつつ、特定の教員だけが問題を抱え込むことなく校内チームを組織し、事情の聴取、整理、分析。対応策の検討。教職員の組織的な対応により、早期解決・解消に全力を傾けることとしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 いじめ対策、教育長から今答弁がありましたけれども、いかに早期に発見するかということが一番大事だと思いますし、今スマホ等を通じて些細なことでも大きなことになっていくとか、そういう傾向があると思います。そこら辺の対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 昨今の中学生、高校生ですけれどもスマホをもって、それがきっかけでトラブルが発生するということは、本町の中学校においてもたびたび報告されているところであります。都度必要に応じて全校集会を開いて全体に指導をして、その後各学年の指導というような手順を踏むなどして、その都度適切に児童生徒を指導している状況があります。

特にSNSにつきましては、学校のほうでも丁寧な指導に心がけているところであります。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 一度いじめが起きてしまいますと、どんな対応をしても多分いじめ前に戻るといことはかなり至難なことなんだろうと思います。そういうことで、やっぱりいじめの起きない学校といいますか、そういうことが一番大事だと思いますので、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） いじめの起きない学校環境づくりですけれども、基本的に職員が子どもたちをしっかりと愛情をもって見守る体制、信頼関係をつくることが基本の基本だと思っております。各学校、教職員に相談しやすい体制づくり、それから

互いを思いやる、そういった教育活動の工夫、生徒会活動の工夫で子どもたちの指導にあたっているところでもあります。

大事なのは、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むという基本に立って、児童生徒の指導にあたっているところでもあります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 何にしてもお互い個々を尊重し合うと言いますか、そういうことが一番肝心だと思います。そういうことで先生、それから友達同士、そこら辺含めて普段からやっぱりコミュニケーションが大事なのかなと思います。ということで、何かあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 実際にいじめの認知件数でありますけども、最近増えているという結果が報道されております。ただ、これは学校現場がことさらに荒れているわけではなく、学校のほうでいじめは先ほども述べましたが、いじめはどこの学校でも、どこの子どもにも起こり得るという認識のもと、児童生徒へのアンケートや個人面談を実施して対策をとってきております。

その中で、決して担任一人で抱え込むことなく複数のチームで対応すると。知恵を出し合って子どもたちの支援にあたるということを心がけておりますので、認知件数も増えていると思っております。引き続きコミュニケーションもそうでありますけれども、規律正しい生活、それから教育活動全体を通した人権教育、こういったものに力を入れて指導、支援にあたってもらいたいということを校長会と協議していきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 では次に、農林業の担い手対策についてお伺いをしたいと思います。

最初に農業の関係ですけれども、津別町の基幹産業である農林業を守り育てることが町としては大事だと思っております。そういうことで津別町の農家戸数も150戸を割り込むような状態になってきました。また、将来、後継者がいないというところも結

構あります。そういう中で今やっている国営農地再編事業等で耕地等はつくりやすくなるのですが、これ以上農家戸数が減ってしまうと、津別町のせっかく改良した農地が何もなくなってしまうのではないかなと思っております。

農協とも相談をしないとならないと思いますけれども、やっぱり津別町の農業を守るといって町としても一定の対策を立てていく必要があると思っております。

このごろ国で言っているのは、人口の都会集中をやめて地方にも分散できればいいということのそういうことが今始まりました。そういう中で、やっぱり地方を希望する人とか、あるいは子育て中の世帯何かは自然の多い中で子どもを育てたいという希望もあります。それらを含めてまず1回町長からお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それではご質問は農林業の担い手対策ということでありましたけれども、今ご質問は農業の分野でありましたので、農業についてお話をさせていただきたいと思います。

まず農業の関係ですけれども、本町の農業の中核でありますJAつべつが「第9次津別町農業振興計画中期経営計画」2019年から2023年まででありますけれども、これを策定したところですが、その中で、現在140戸ある経営体が、5年後に65歳以上の後継者未定組合員が経営を中止した場合、110戸に減少すると分析しているところです。

こうした状況を踏まえ、これまでも町はJAの重点施策である新規就農希望者を対象にした説明会の開催と参加促進、それから町内非農家または町外出身者等で本町に定住する新規就農者への支援、そして新規就農を助長する資産取得の負担軽減対策と金融支援の実施に対する協力・支援を行ってきたところでありますが、これらについては今後とも継続していく考えであります。

また、津別町新規参入者受入協議会では、経営継承に向けた実習生の受け入れを行ってございまして、既存農業の持続的な経営安定に寄与するとともに、引き続き新規就農の受け入れを発信し、実習生を受け入れ、就農を支援するサイクルが確立できるよう連携していく考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] 手っ取り早いのは新規就農の人がたくさんいれば

いいと思いますけれども、現状ではなかなかそうはいかないのかなと思っております。それで、先ほど言いましたように、自然の中で子育てをしたいと、そういう若い世帯の方が都会には結構いるようです。そういう人を受け入れるためには、やっぱり一定の生活の支援と言いますか、そのことがやっぱり一番大事になるのではないかなと。今までしている生活が維持できるかどうかということが転居できないというか、地方に行けないという部分もあるのかなと思います。

そういうことで、その支援についてやっぱり考えてみる必要があると思いますけども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 支援はこれまでもさまざましているところです。国のほうの支援としましては、青年就農給付金事業ということで、就農後3年間の経営の安定を目的として150万円を3年間支援されることにもなっておりますし、また町のほうも北海道の農業担い手センターに加入いたしまして、東京、大阪、札幌で新規就農のPRを行っているところであります。

そして農業の新規参入者誘致事業ということで、補助等も行っているところであります。そういう中から今までも結婚されてこちらに来られている方もたくさんおられます。そのところを安心して子育てもできるようにということで、ご承知のとおりこども園も整備をして子育てにもしっかりと対応できるようにしているところでありますので、あとまだJAのほうとしても、例えば学校などでも農業のお話をしたりとか、それから畑で働いてみたりとか、土に親しむという取り組みも進めているところです。そういうことを総合的に進めながら、今後とも就農に対して対応をとっていききたいなと思います。

そういった中ではあるのですが、佐藤議員さんのときにもお話ししましたように、今の第5次の総合計画の部分が当時立てたときは172戸ぐらいの経営体でしたけれども、それが50戸ぐらい減って1,000ヘクタールぐらい、10年後には厳しい状況になるぞということで、それがちょうど今年なのですけれども、実態としては今農協の分析でいけば140戸ですと。ということは、32戸ぐらいしか減っていないという。50戸減る予定がそういう見方もできると思います。そして農地が非常に足りないという状況で

すので、それは農協もよく承知しているところであります。

ただ、あとは65歳以上の後継者がいないところがありますので、このところが順調に法人とあるいは元気のある農家のほうが買い取りをして、そして規模拡大をしていくということになっていってほしいなと思いますし、それに対する協力もしていきたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] 今いろんな機器類と、それからGPSを使ってトラクターやなんかも自動運転というかそういう技術が開発されています。人手はなるべく少なくて済むようにはなっていますけども、どれだけ機械が開発されてもやっぱり一定の人手は農業の場合はどうしてもいります。そういうことで、今津別町の現状をみていきますと、会社をつくっているところについてはまあまあそれなりに人を雇えるし、それから後継者も帰ってきているという状態でありますけども、これから先、個別経営の農家でも家庭にいた人を雇って農業経営を続けていくという形に多分変わっていくのだらうかと、今はそんなふうに思っております。これらを社会保障の関係の整備はしないとかならないと思いますけども、こんな形でなっていくと思いますので、やはり人手の確保がどうしてもなければ農家経営できないという部分もありますので、その辺について考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人手不足は農業部分のところだけではなくて、いろんなところで進展しているところです。であるからこそ、その一部対応するためにスマート農業といわれたり、あるいはタブレット農業とかということが言われておりますけれども、人手をできる限り使わない形で、それをAIに対応させていくというようなことが今進められている状況になっています。ですから農家のほうも、あるいは世の中のほうも、そういう人口が減っていく、そういう労働者不足というものを、機械とか最先端技術の中で補っていくという動きが当然でできて、それは農家の方もいち早く知って、そして改良普及所なんかもそれらの指導もしていたりしておりますので、そういう形で少しずつ補う装置が出てくるのではないかと思います。だけどそれではすべて農業に携わる人がいなくてもいいのかというと、そこら辺はこれから10年たち、

20年たち、30年たった時にどんな社会になっていくのかなというのなかなか想像しがたい部分もあるのですけれども、今できることを考えながら対応しているという状況ですので、それらについて私もまた現場をよく見させていただきながら、一緒に考えてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] 人手不足解消まではいかないかもしれませんが、農福連携とかという話も今出ております。それらを含めてやっぱり町と農協で相談しながらいろいろと対策を考えていただければと思っております。

次に、林業の関係ですけれども、林業についても農家と同じような状態で大変仕事がきついということで、なかなか担い手がないわけですけれども、全国的な事例を見ても、仕事はきつくても自然の中で仕事をしたいという人がいて、林業の山で働く人として就職している、そういう事例が全国的な中では結構あるようです。

やっぱり山の担い手を確保するのに、仕事のきついことはわかっている来てくれる人が一番いいと思いますので、この点やっぱりいろいろ方策を考えてみる必要があるのかなと思っております。

林業についてもなかなかさっきの農業と同じで生活が十分安定的に生活ができるかどうかということが、希望があったとしてもそこに住めるかどうかという選択肢の一つになると思います。ちょっと年度は忘れちゃったけど森林環境税が前倒しで今年度から始まるということで、これらを利用してそういう人を受け入れていくことが大事だと思いますけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは続きまして林業の分野であります。林業につきましては、昨年9月定例会で小林議員のご質問にもお答えしたところでありますけれども、林業が職業として選択されない理由といたしまして、通年雇用者が49%と低く、また労働災害の発生率も全産業平均の約9倍であることなどから、「きつい、つらい、危険」のそういったイメージが定着しているものと考えられるところであります。

こうした中、本年1月に当町も構成員であります北見広域森林組合におきまして、後継者の育成、担い手の確保に寄与することを目的の一つといたしまして、「北見地区

林業推進協議会」が設立されたところであります。

また、北海道も来春「北海道立北の森づくり専門学院」いわゆる林業大学校を開設することから、これにより林業のイメージが変わるものと期待しているところであります。加えて先ほど議員がおっしゃいましたとおり、森林環境譲与税が創設されたことから、この一部を活用した担い手対策について津別町内の事業者と意見交換を行っていく考えであります。

津別町でも既に、平成 29 年度から小規模事業者若者雇用促進助成事業を制度化して雇用改善の支援を行っておりまして、今後とも津別地区林業協同組合などとも連携しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君） [登壇] 一昨年 12 月に北見で地方創生の関係で林業のフォーラムがあったのですが、これにちょっと参加させてもらったのですが、この地域の事業所で新規に学校を卒業した子が事業所に勤めるようになって、その人がきっちり長く勤めてもらうために、企業としてもすごい努力をしたという話を聞いております。

今町長が言われましたように山の仕事はきついし、危険性も多いというのがあります。ですけど、やっぱりいい山を育てないことには木の価値もなくなりますし、それらを含めてどうしても林業労働者の担い手を町としても確保できるように、いろんな形でいろんなこと連携しながらやっていく必要があると思いますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 林業の部分については、生活するという部分では本当に農業と比べたら厳しい状況にさらにあるのかなと思います。農業のほうでいけば、ご承知の通り国民健康保険税などの納付を見ても限度額いっぱいの方たちがかなりおられます。ただ、そのことによって法人化が進んでいっておりますので、社会保険のほうに切りかわって行って、国保税の収入が減ってきているというちょっと困った部分ももちろんあるわけではありますが、それだけ農業の収入はここのところずっといいというのは現実だと思います。

一方、林業のほうはなかなかそういう状況には至っておりませんし、またなかなか後継ぎといわれる部分は農業よりもむしろ難しい状況にあるかなと思います。

そういう中で、担当のほうで地元で幾つか小さいですけども造林の会社がございます。そこと意見交換をした中では、みなさんやはり雇用の募集はハローワークを通じてやっているわけですけども、なかなか来てもらえないという状況です。ただ、若い女性の就業が増えつつあるという傾向も実際にはあるんですというお話のようでありました。これらを何とか対策できないかなと思っているということで、例えば女性が山で働くと、山で機械に乗ったりとかすることになりますと、当然トイレなどもしっかり確保しなくちゃなりませんし、それから女性特有のことにも現場の中で対応していくということもいろいろ環境整備が出てくるということでもありますけれども、女性の就業について、積極的に働きかける必要もあるなど。そんなお話も出ています。

そして来てはみたけれども、働いて就職をしてみたけれども、やはり働いてみるとつらいとか、あるいは虫が嫌だとかということでやめられていくという方もいるということでもありますけれども、基本的に何でもそうだと思いますけれども、この世界においても意欲のある人は長続きしているねというお話をされておりますので、これからもこういった地元の木材関係の方たち、林協に入られている方、林協とも毎年意見交換会を開いておりますので、町としても支援できることはしっかり支援してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 次に、2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） 〔登壇〕 ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

一つ目の質問、空き家対策についてであります。管理の行き届いていない空き家は、地域に防災上、衛生上、景観上などの観点からさまざまな悪影響を及ぼします。全国的な問題となっており、また人口減少に歯止めがかからない我が町においても今後さらに増えていくことが予想されます。

空き家対策は大きく二つの視点から対策が必要であると考えます。一つは、空き家バンクなどを活用した移住希望者への売却、賃貸、また民泊やリノベーションなどさ

まざまありますが、空き家に住んでいただく方法。もう一つは、老朽化などにより住むのが難しくなった空き家を整備していく方法があげられると考えます。

今回は、今後さらに増えるであろう老朽化などにより住むのが困難になった空き家の対策に重点を置いて伺っていきたいと思います。

そこで1点目、現在把握している空き家の数。平成29年12月からの空き家の数の推移、また倒壊の恐れのある空き家の数を現状どの程度把握されているか。また合わせて津別町の空き家率がどれくらいあるか把握しているかどうかともあわせて伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 現在把握している空き家の数でございますが、平成30年3月に津別町空家等対策計画を策定しております。その前段29年8月に民間事業者をお願いして空き家の調査をやっております。この調査につきましては、敷地外、いわゆる公道からの外観目視によって空き家か否かの判定を行っております。判定にあたっては、国土交通省の特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインと地方公共団体における空き家調査の手引きに準じて一定の基準に基づいて行っております。その結果につきましては、空き家と推定される建物につきましては369軒という形になってございます。

また、町内全域の住宅に係る空き家の件数を分子として町内全域の課税屋敷数4,262軒、総務省の平成28年固定資産の評価等に係る概要調書に対する割合は8.7%となっております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 ただいまお答えいただきました空き家の数、369軒は増減が平成29年8月から増減がありまして369軒、たまたま一緒になった件数かと思われま。その中で平成29年の12月に村田議員がおっしゃってございました、先ほどの目視での確認ではなく、自治会との連携をしながら空き家を確認してはどうかと、それを前向きに検討していくというお答えがあったかと思われまますが、それあたりの経過はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

また、空き家率8.7%についてなのですけれども、こんなに低いのかなというのが今聞

いた感想でございます。平成 25 年、少し古いデータですが、全国的に空き家が増加しているということで全国平均が 13.6%、全道でいいますと 13.4%、津別でいいますと私は恐らく津別の戸数が大体今 2,200 ぐらいありまして、空き家を足しましていろいろな多少のずれはあるけれども、恐らく 2,500 戸ぐらいかなと。そのような計算をしておりました。そのうちの 369 軒でありますので、おおむねですけども 15%から 16%前後、全国平均や全道平均よりも高いのかなと思っているところであります。その中で 8.7%でありますので、ちょっとこのあたりの数字の誤差についてもう一度何かお考えがあれば聞きたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） これの件数につきましては、多分、分母の違いなのかなと推定しておりますけども、今回空家対策計画のときに使った部分につきましては、28 年度固定資産の価格等の概要調書、ここの戸数を参考に、これで割っていったというような形になってございます。

なお、本年 2 月に津別市街地区の部分につきまして、ちょうど雪がある時期、人の出入りがない時期に空き家の数を再度確認しましたところ、やはり 20 件ぐらい増えておりました。ただ空き家等の対策で壊した部分がありますので、おおむね今年の 2 月段階では 350 軒かなと考えております。

また、自治会等の話し合いについても、いろいろ話はしているのですが、なかなかうまく進んでいないというのが実態です。ただ、これは計画の中でもうたっていることなので、今後また進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2 番、小林教行君。

○2 番（小林教行君） [登壇] それでは次のところにも少し重なりますので、特定空き家に対する措置の進捗状況についても伺いたいと思えます。倒壊の危険や周辺環境の悪化につながる可能性のある空き家、特定空き家、この所有者に対しまして指導、勧告を行い、行政措置をとれることに対してですけども、これも今どのような状況になっているのか伺いたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは私のほうから特定空き家に対する進捗状況について

お話をさせていただきます。

平成 27 年 2 月に施行されました「空家対策の推進に関する特別措置法」におきまして、特定空き家とする判断基準でありますけれども、一つには「そのまま放置すれば倒壊等著しく保管上危険となる状態にあるもの」、それから二つ目としては「著しく衛生上有害となる恐れのある状態にあるもの」、三つ目としては「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態にあるもの」、四つ目としましては「周辺の環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあるもの」としておりまして、これによらない場合でも適切に判断していく必要があるとされているところであります。

津別町では昨年、空き家の不良度判定調査をもとに 8 軒の特定空き家、これは特定空き家と決めたわけではなくて特定空き家候補を抽出いたしまして、この間任意で指導を行ってきたところですが、そのうち 2 軒が既に取り壊しを完了いたしまして、2 軒が本年度に町の補助制度を利用して取り壊す意向を示しております。2 軒からは取り壊しの見積書送付の依頼があったところでもありますけれども、残り 2 軒については返事のないままという状況になっております。

このためこの 2 軒につきましては、本年 4 月に立ち入り調査を行う旨の文書を送付しましたところ、2 軒のうち 1 軒について相続者と思われる方が現地確認に来たところでもあります。特定空き家の認定につきましては、平成 29 年 6 月に設置いたしました津別町空家対策協議会で行いますけれども、認定に先立ちまして、現在「特定空き家認定基準」これをつくろうということで、9 月に開催予定の協議会において、この内容の協議を行いたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2 番、小林教行君。

○2 番（小林教行君） [登壇] 今お答えいただきました特定空き家候補の順次取り壊し、また見積書等々が少しずつ進んでいっているのかなと思うところであります。この中で 2 軒の方から見積書送付の依頼があり、そこから先に進めないというお答えでしたけれども、補助事業を使って取り壊すというところの補助事業が、空き家等撤去補助事業のことかと思われれます。50 万円以上の物件に対しまして津別町の業者を使う

など、また3年以上空き家になっている等々いろいろ細かい規定がございますけども、やはり津別町の業者を使うですとか、上限が最大50万。また件数の上限もあったかと思われま。そういったところが、まだ返事のない2軒につながっているのかなとも考えられますので、それあたりの見解について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 表現はちょっとあれかもしれませんが、残り2軒については、どうしても自分がやらなくちゃならないものかと、そういうものがやっぱりあります。津別に住んでおられない方ばかりですので、そこをまず特定するのに、これは担当課も、相当たまたま何かの講演会で同じ苗字の人をインターネット上で見つけて、もしかしたらこの人がそうじゃないだろうかということをつてを伝って、やはりそうだったというようなことだとか、相当これは調査活動が大変です。この8件も私から言えば本当によくやったなと思っています。ほっておけばまた大変な状態ですけども、既に2軒取り壊しを自主的に行っておりますし、そして今年はまたやろうという意思を示されている方もいますので、この8軒は候補でしたけれども、既に終了している部分も出てきております。それに近い部分のまた8軒以外、これはまたたくさんありますので、それらをまた一つ一つピックアップしながら対応していくような形になっていきますので、相当これは息の長い話になってくるかなと思います。

町のほうで空き家撤去の促進事業を平成25年から進めておりますけれども、これは町の業者を使ってもらって、いわゆるこれもお金を町に循環させようということが目的でありますし、そしてそういう中でこれまで進めているわけですし、一遍にやってしまうとまた対応もできなくなってきました。ですから20戸というのを限定しなげらうと継続して進めていこうという基本方向でこれまで進めてきておまして、大体20戸がずっと埋まってきているわけですけども、今29年度だけを見ますと15戸ということでありまして、それから今年に入っては20戸の枠があるのですけれども、今現在は7戸の申請ということになっています。足していくと122戸が取り壊しということになります。これは本当に今までこういう制度を持たなければ取り壊そうという機運もなかなか高まらなかったのではないかなというふうに思います。これ今お話ししたのは、町の制度を使って取り壊した数ですので、それはお金をもらわないで自分で

やりますということで、別な町外の業者に頼んでやっている方もいます。それは全部把握しておりませんが、そういう中で壊して、自分で北見の会社に頼んで壊して、その土地を町に寄附していただいた例もあります。それは今、原時計屋さんの横がそうなんですけれども、これは町としてももっていいなと思える土地ですのでいただいたということで、取り壊しにつきましても進んできたなという認識をしているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 今お伺い致しました助成に対する内容を伺いまして合計122戸と大分進んでいるのかなと思うところがございます。また数20戸を少し増やしたりしたいと思ったのですけれども、計画的に壊しているということで20戸につきましてもそのままいいのかなと思います。

ただ、もし助成の金額等々が津別の業者を使うのであれば、例えば3分の2を助成する。津別以外の業者だったら3分の1を助成するとか、少しまた門戸を広げて助成の充実を図る時期にきているのかなというふうにも感じておりますので、その辺の検討もあせて考えていただきたいと思えます。

また現在、特定空家認定基準を今まさにつくっているところであるということでありましたので、ぜひこれも空家対策協議会や自治会長等々と連携を取りまして、しっかりとした内容のものを9月の協議会に提示していただければと考えております。

また、少し空き家率のことに先ほど触れさせていただきましたけれども、2007年に夕張市が財政破綻したときの空き家率は33%でありました。この空き家率のデットラインが30%と言われておりますけれども、アメリカの2013年に財政破綻しましたデトロイトですと29.3%、30%近くにいくときには、もう手遅れになるというふうに感じております。この空き家率に対しての町長の見解を伺いたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 空き家率というのはあまり意識しておりません。それと先ほど助成の範囲を広げるということで、町外の業者も含めてということなんですけれども、これはなかなか難しいかなと思っています。といいますのは平成25年から初めて、それに対応する会社が極めて少なかったのですけれども、地元の会社の中でも解体に必要

な機械を購入していったり、準備を拡大して、町のさまざまこれからまちなか再生をやる上で、ご承知のとおりいろんな取り壊しも行っていますので、それに町内の業者が対応するような機械の購入等々も行って体制づくりをしていますので、それを置いておいてよその町もいいですよとは、なかなか私のほうとしては言えない状況ですので、引き続いて町内の業者の振興発展にも寄与させていただきたいと思っています。

今デットラインが 30%というお話もありましたけれども、一応、基礎調査も終わっていますので、それに基づいてこれは壊してほしいなというのは壊すことになっていきますし、それから、まだまだ利活用できるということで、空き家バンク等々で登録をしていただいて、物件のやり取りを現実にできていますし、ご承知の J I M B A なんかもできたり、進んできているなという実感を持っていますので、引き続いて方針に基づいて進めてまいりたいなと思っています。

あと、特定空き家にこれから基準を設けて、そしてこれが特定空き家というふうに決めてやるようになれば、それからまた長い手続きが始まってまいります。それを決めた後は、今度その特定空き家に対して助言または指導をまず行います。その次には、それに従わなければ勧告という段階に入って行って、その次には、意見書等の提出の機会を相手にお話を出してもらおう。それでもだめな場合、命令が出てきます。そして行政代執行というような形になって、ここまで踏むのにそれなりの時間を要します。それが例えば 10 軒も 20 軒もということになると、これはとても職員が日頃の仕事を抱えながらという状況にはなりませんので、やはり本当に危ないなというようなところからまずは初めていくということになると思います。

○議長（鹿中順一君） 2 番、小林教行君。

○2 番（小林教行君） [登壇] 今伺いました津別町外の業者は難しいということでした。

ただ、津別の業者を使った際の補助率の拡大については、検討いただければと思います。

また対策措置法で特定空き家に認定された場合の助言、指導、勧告等々、多数の手続きが必要となります。また最終の行政代執行で言いますと、これは一度壊してしまうとなかなか行政が壊してくれるんだ。またその回収も非常に難しいというのも

ほかの町村の事例でも聞いているところがございます。ですから、なかなか行政代執行まではいかないのかなと思うところがございますけども、助言、指導、勧告等々順を追って進めていただきたいと思います。

そこで次に3点目、先の5月の大風で自然災害等で危険となった空き家について伺いたいと思います。先月記憶に新しい5月に、非常に大きな強い風が吹きまして、トタン屋根が飛んだりして消防が応急措置に追われるといったようなことがございました。このときに空き家について持ち主がいるところの対応についてはいろいろな形で対応ができたということでありましたけれども、持ち主のいない空き家についてはなかなか難しいところであったと思います。このあたりについて町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今自然災害等で危険となった空き家の対応についてでありますけれども、その前に先ほど議員がさりげなく補助の地元の部分もということでお話しされましたけれども、これについても例えば今年やった人が50万円で、来年やった人が60万円となると、これはやはり不公平感がでてきますので、これはなかなか難しいと思っているところです。

それから、自然災害等で危険になった空き家ですけれども、自然災害による応急措置の制度化についてでありますけれども、「空家対策の推進に関する特別措置法」では即時執行の定めというものはありません。民法上の事務管理の根拠としてできる場合もあります。これは事務管理というのがありまして、民法上の、事務管理というのは、他人の事務を管理することを言いまして、事務管理者は本人のために有益な費用を支出した場合、その費用の償還を請求することができるというものであります。

現在町が行っている強風などによる屋根の飛散対応など、こういった自然災害に対する緊急措置については、付近の住民などからの通報を受けて消防署員が対応しております。その後、空き家の持ち主に対して役場から連絡・指導を行っているところでもあります。このようなことが最近たびたびありますことから、空き家条例等を制定いたしまして、即時執行の規定をおくなどして、特定空き家等に対する応急措置の根拠を定めていくこともそろそろ必要な時期になってきたかなという印象をもっている

ところであります。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕先月の大風の時に、活汲の空き家でありましたけれどもトタン屋根が飛んで畑に入ってきた。これを何とかしてほしいというところで役場に言いにきましたところ、やはり役場での対応は持ち主を探し出して、何とか本人に直してもらうしかできないということでありました。また、そこが通学路でもありましたことから、そこに入れられないようなテープを張るですとか、それ以上飛ばないようにビニールシートを張る、そういう応急措置もできないのかということでしたけれども、やはり他人の土地に勝手に入ってしまうというところに大きな問題があるというふうなお答えでありまして、その持ち主とは電話で連絡がつながり、何とかするというふうな話にはなったそうでありまして、やはりそのままの状態が続いております。ですので、町長は今緊急応急措置の根拠を定めることも必要とおっしゃいましたけれども、早急に対処していただきたいと思います。

例えば自治会長に地域の困りごととして出されたらすぐに対応できるような、そのような何か条例の整備を急いでいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君）過去からもそうなんですけれども、こういう状況が情報として通報されたりした場合は、持ち主がすぐわかる場合は、すぐそちらのほうに連絡しています。おおむねそういう方たちはそこに住んでいないということが実態ですので、隣町にいたりとか、隣の市に行ったりしていますので、そこにこういう状態になっていますよと、急いで直してくださいと。それはまずお話しはさせていただいています。基本的には自分の家なり相続を受けた家ということであれば、自分の責任において壊したり、あるいは直したりするのが当然ですので、そこを飛び越えて何でも行政がやってしまうことにはならないだろうなと思っています。そののところがしっかり勧告とか指導して、自分でやるように、もしそれが飛散して子どもさんにあたって大けがをさせたりとかいうようなことになると、あなたが責任を問われますよというふうなことはありますので、そういうことも含めてお話しをまずさせていただいているところです。

それと、今消防署員がすぐ行って、例えば屋根が飛ぶということで青のビニールシートをつけて、胴縁で打ってというようなことがたびたびあるわけなのですけれども、これも実は胴縁なんかも規格外のものとか、売りものにならないもの、そして十分に使えるものというものを木材会社から消防のほうが無料でいただいている部分がありまして、それを使っているのですけれども、それもいつかはなくなりますので、ちゃんとしたものも備えるとなると、やっぱり費用の請求というのも当然出てこれだけかかりました。本来でいけば時間外だとかいろいろ実経費も絡んできますけれども、そういったこともどう条例の中に検討していくかということも必要になってくるかなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 空き家対策につきましては、まちづくり会社が手がける空き家のマッチングと空き家の有効活用はこれからさらに進んでいくと期待しております。合わせて今回議論させていただきました特定空き家、特定空き家候補も含め、防災上、衛生上、景観上、悪影響を及ぼしかねない処分に困った空き家等の対策も迅速に行い、先ほど申し上げました財政破綻へのデットラインといわれる30%の空き家率に近づくことのないよう、早め早めに対策をとっていただきたいと思います。

最後に町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今までお話ししたとおり、これから一つ一つ根拠もまずはもっていかなくちゃいけませんので、それらをしっかりつくって、それに基づいて執行していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 小林君自席へお戻りください。

明日の日程にします。

本日予定している一般質問予定者につきましては、明日への日程にいたしたいと思います。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長(鹿中順一君) したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時 5分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員